



日本婦人科学史

56  
104



始

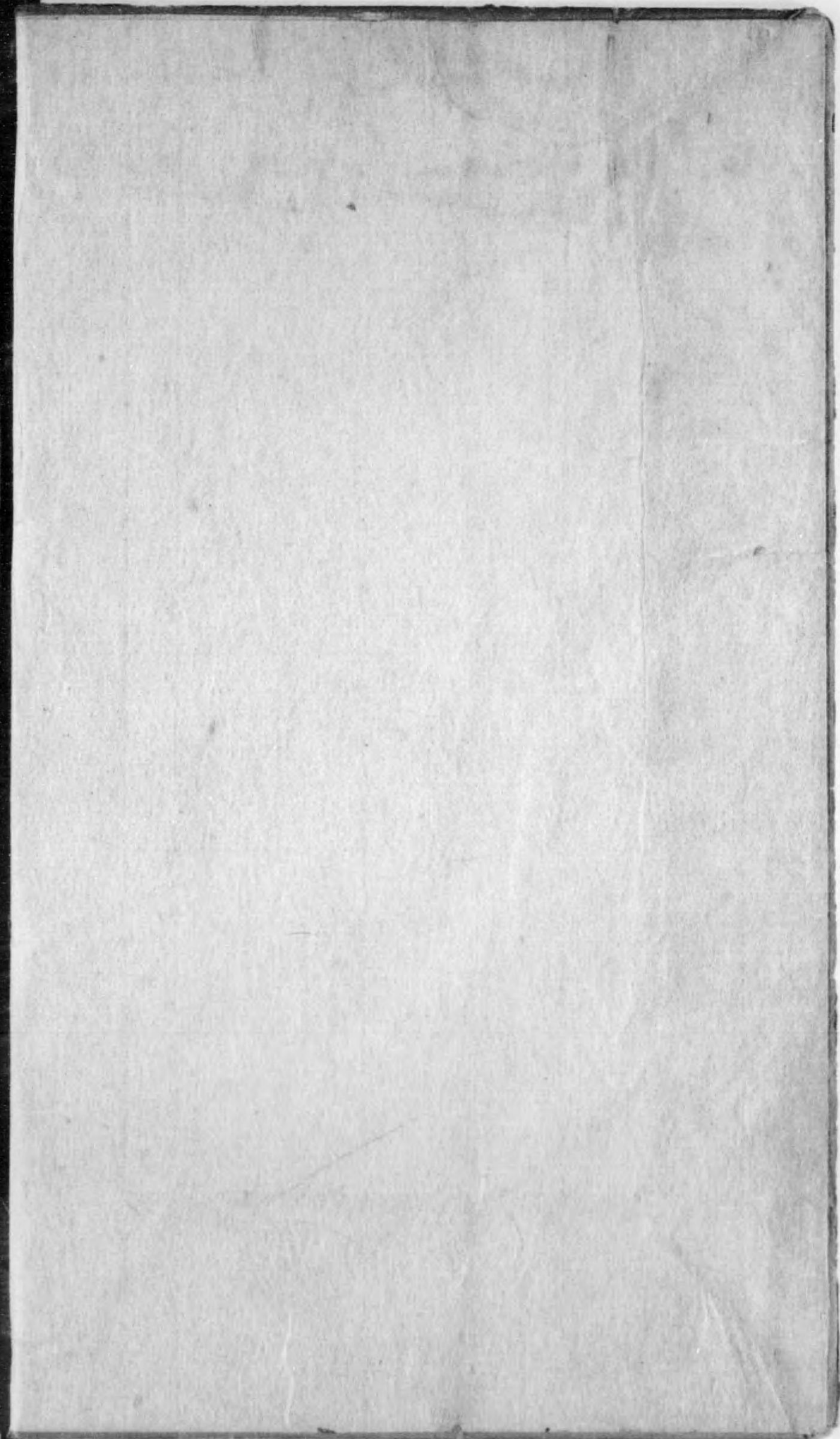




日本婦人科學史

上卷

516  
104







醫學博士 緒方正清著

日本婦人科學史

大正  
3. 7. 16  
内交



日本婦人科學史序



吾友藤澤博士緒方正清君著  
日本婦人科學史序  
藤澤博士緒方正清君著  
史學中代以來風俗習慣  
曲式尚深者庶幾不絕



野方採輯訪傳之類集成大冊  
婦人科學史於此備矣在  
時爲之刊以汗牛充棟  
然多題篇而每冊有卷之  
主各爲之此公一時投時好  
之之係婦人科學史也

學士如科史富士川學士日平  
爲學史僅有之今以深  
志婦人科志主均爲其解  
少年武博士以生理科婦人科  
霸于關西請活者日夕之  
多其牛樟大著之好學之篤



与精力を盡し、心をつくす感歎  
の意を是れ教言

大正二年七月

沈伯石志遠



序

我邦ニ婦人科ノ開ケタルハ甚ダ古キコトニシテ。大寶ノ昔既ニ女  
醫ナル名稱アリ。醫心方ニハ明ラカニ婦人方ノ別科タルベキ理由  
ヲ掲ゲタリ。爾來數百年。足利氏ノ末に及ビテ始メテ阿佐井氏大膳  
亮氏等ノ専門家アリ。更ニ南條宗鑑等ノ著ハセル專科方書ヲ出ダ  
セシガ。其說キ又行フ所ハ支那醫書ノ抜抄又は踏襲ニアラザレバ、  
我邦傳來ノ符咒禁厭若クハ民間ノ療方ヲ參用セルニ過ギズ。徳川  
時代ニ於テハ古醫方ノ大家輩出シテ。其見識往々支那ノ醫說ヲ凌  
駕シタレドモ。婦人科ニ關シテハ左シタル開拓ノアリシ跡ヲ認メ  
ズ。實地家トシテ盛名アリシ香川修庵ガ行餘醫言ニ稍詳細ニ其事  
ヲ説キタルニ過ギズ。之ヲ要スルニ、我邦ノ婦人科ハ船曳氏ノ著述



序  
アツテ以來ヲ期限トシ。西洋醫法ノ勃興ニヨリテ始メテ燦タル光彩ヲ學界ニ放射スルニ至リタルモノ、如クナリ。然レドモ余輩非才淺學、加フルニ顛門家ニアラズ、一々文書ヲ涉獵セシニモアラザルガ故ニ、管窺井坐遍ク見、深ク搜ルノ機會ダニナキニヨリテ、此ノ如キ見地ニ留リテ越起スルナラン。若シ其事ニ通曉スル人アリテ、潛心覃思シ考竅シテ已マザルナラバ、其發明シ且ツ裨益ヲ得ルコトノ尠少ナラザルハ疑ヲ容レズ。醫學博士緒方正清君ハ關西婦人科ノ大醫ニシテ、學問ト技術トニヨリテ重キヲ京攝間ニナセリ。風度深敏、舉止嫺雅ニシテ、刀圭之餘頗ブル俗語ニ通ジ。又我邦ノ書史ヲ讀ムコトヲ好ミテ、傍ラ稗官野乘ニ及ビ、繙閱スル所亡慮數百編ヲ累ネタルガ、其間ニ於テ、最モ心ヲ其專門科ノコトニ用キ、得タル所モ少ナカラズト聞ケリ。此頃日本婦人科學史ヲ著ハシタレバト

テ、書牘ヲトバシテ余ニ其序文ヲ囑セラル。其書中ニヨレバ、其内容ハ上神代ノ古俗襲風ヨリ、歷世ノ產事ニ關スル傳説、遺聞、禁厭又ハ儀式に及ビ、女科及ビ女科醫ノ沿革發達ヲ網羅シテ殆ンド殘ス所ナク、挿ム所ノ圖畫等モ盡ク之ヲ古書舊籍ニ取り、且ツ其文體ハ平易通俗ヲ旨トシテ、專門家及ビ產婆ハ勿論、其以外ノ通讀ニモ適スルモノナリト云フ。是レ乃チ博識宏聞、君ノ如ク多才深識、君ノ如キ專門家ガ其精力ヲ傾注シテ考究セラレタルモノニシアレバ、其我邦婦人科歴史ニ關シテ究到セラレタル所、發明セラレタル所ノモノハ、必ズヤ余輩ノ得タルニ異ナリ、決シテ二三四五ニシテ己ムベキニアラズ。其書ノ一旦世間ニ發表サル、ヤ、ソハ必ラズ余輩同好者ノ耳目ヲ聳カシ感歎ニ禁エザラシムルモノアルベシ。余輩ハ日ニ日ニ翹首シテ此ノ書ノ一日モ速カニ世ニ出デントヲ待ツモ



ノナリ。

大正三年紀元節後二日

醫學博士 吳 秀 三

## 序

醫學博士緒方正清君、業務極メテ繁忙、門前毎ニ市ヲ爲セリ、而カモ綽々餘裕アリ、著作ヲ怠ラズ、今又「日本婦人科史」ノ大著成リテ予ニ一言ヲ徵サル、想フニ是レ先著「日本産科史」ト相待チテ雙璧ト稱セラレベキ乎、曰ハク産科史、曰ハク婦人科史、吾儕門外漢ニ於テ固ヨリ何等直接ノ關係ナキニ似タリ、然カモ其ノ實ハ大ニアリ、予竊ニ以爲ヘラク、此等所謂女科醫學ノ進歩ハ、確ニ人文開發ノ進歩ト相伴隨シテ違ハズ、蓋シ古ハ婦人ノ位置太ダ低シ、概ネ男子ニ從屬シテ未ダ曾テ獨立セズ、此ノ時ニ方リテ、女科亦頗ル幼稚ニシテ殆ンド言フニ足ラズ、婦女子ノ疾ミテ天壽ヲ全享セザル者相踵ゲリトス、夫ノ血ノ道ノ一語自ラ凄慘ノ調アリ、産蓐ニ斃ルル者ハ永ク成佛セズ、悲雨蕭條ノ夕魂



魄屢々柳陰ニ立チテ遺恨ニ泣クト云フガ如キ、今ニシテ之レヲ想フ  
 モ粟膚ニ堪ヘズトス、然カモ是レ獨リ我ガ國ノ事ノミナラズ、頃者偶  
 々米國エール大學卒業生ノ統計ヲ手ニスルコトアリ、曰ハク千七百  
 四十五年以前ノ同校卒業生、四百十八人ノ妻ニ就イテ調査セシニ、就  
 中三十三人ハ二十五歳以下ニ死シ、五十五人ハ三十五歳以下ニ死シ、  
 五十九人ハ四十五歳以下ニ死ス、約言スレバ、毎百分ノ四十八享年五  
 十二滿タズ、而カモ平均四人半ノ子女ヲ遺セリ、從ツテ再娶ハ敢テ罕  
 ナラズ、三娶亦稀有トセズ、一家ノ不幸想像ニ絶セリト、噫果シテ然ラ  
 バ、世ノ婦人問題ヲ喋々スル者ハ、又必ズ所謂女科醫學進步ノ恩惠ヲ  
 念ハザルベカラズ、而シテ緒方君ノ斯道ニ於ケル用意篤ク、且ツ實績  
 大ナルアルハ、又共ニ頌贊ニ値スベシトス。

大正三年一月下浣

文學博士 谷 本 富

序

醫學博士緒方正清君、余ニ命ジテ、其著日本婦人科學史ノ序ヲ作ラ  
 シム、余敢テ當ラザルヲ以テ辭ス、君聽カズシテ曰ク、子モ亦余ト臭  
 味ヲ同ジクスルモノ、不文ノ故ヲ以テ辭スルコト能ハズ、余曰ク已  
 ムコトヲ得ズンバ、說アリ、輒近醫學攻究ノ方法ハ實驗ト觀察トヲ  
 主トス、コレ自然科學的ノ方則ニシテ、ソノ價值ハ吾人ノ吶々ヲ要  
 セザルトコロナリ、而シテ、別ニ歷史的ノ方法アリ、ソノ効用、敢テ實  
 驗ト觀察トニ讓ラザルナリ、蓋、歴史ハ過去ノ事實ヲ詮考シテ、ソノ  
 因果的關係ヲ明ニスルモノナルガ故ニ、吾人ハ之ニ依リテ思考ノ  
 變遷ヲ詳ニシ、將來ノ研究ニ資スルトコロ尠カラズ、コレ學問ノ歷  
 史ノ學術的價值ヲ有スル所以ナリ、又實際ノ方面ニアリテ、醫學ノ



歴史ハ倫理的意義ヲ有ス、蓋過去ノ幾百年ヲ顧ミテ先輩諸子ガ辛  
 苦經營ノ跡ヲ詳ニスルコトヲ得ルモノ、一ニ歴史ノ力ニ頼ラザル  
 ベカラズ、而シテ既ニソノ事跡ヲ知ルモノ、孰レカ發憤勉勵シテソ  
 ノ恩澤ニ酬ユルノ志ヲ立テザランヤ、若シ夫レ、由來沿革ヲ詳ニス  
 ルハ人ヲシテ其學ニ多大ノ興味ヲ覺エシムル所以ナルコトヲ知  
 ラバ、歴史ノ忽ニスベカラザルコトモ亦、言ヲ俟タザルトコロナル  
 ベシ、醫學博士緒方正清君ハ現下、我邦醫史學者ノ一人ニシテ、壯時  
 東京大學醫學部ニ生徒タリシ時ヨリ既ニ醫史ノ研究ニ手ヲ著ケ、  
 浴療史及ビ解剖史等ノ著述アリ、女科ヲ顯門トシテ研究スルニ至  
 リテ、ソノ科ノ歴史ヲ修ムルコトニ意ヲ注ギ、爾來孜孜トシテ怠ラ  
 ズ、今ヤ彪然タル一大冊ヲ成シ以テ多大ノ業績ヲ結束シタリ、思フ  
 ニ我邦産科ノ歴史ハ我邦醫史ノ中ニアリテ最モ興味多キモノノ

一ナリ、緒方博士ソノ顯門ノ見地ヨリシテコレヲ叙述ス、讀者ヲシ  
 テ醫史學ノ學術的方面ニ於ケル價值ト實際的方面ニ於ケル效用  
 トヲ知ラシムルニ餘アルヤ必セリ、コレ余ガ斯書ノ成レルヲ祝ス  
 ル所以ナリト、君コレヲ聽テ曰ク、善シ、乃チコレヲ記シテ序文トナ  
 ス。

大正甲寅一月

富士川 游



### 日本婦人科學史序論

予多年日本婦人科學ノ發達並ニ沿革ヲ叙シ、努メテ之レヲ大成セシメムコトヲ志シキ、曩ニ富士川ノ日本醫學史ヲ著スヤ、分科ニ關スル歴史ハ殆ンド遺憾ナク記載シタルモノト認ム、サレド修史ノ舉タルヤ、個人的事業ニアラズ、固コレ國家的の事業タラザルベカラズ。

抑我邦醫學ニ於ケル、各分科ノ歴史トシテ、公ニセラレシハ、大澤岳太郎ノ解剖史、小川劍三郎ノ眼科史、富士川游關場不二彦ノ外科史、佐伯理一郎ノ女科史、緒方正清ノ産科史、河内全節ノ兒科史等アルモ、未ダ産科婦人科史トシテ完全ニ記載セラレシモノナシ。

大正二年正月、醫海時報ハソノ記念號ヲ發行シ、各分科ニ於ケル明



治年代ノ發達史ヲ綜合記載セリ、當時予モ亦是ヲ分擔シタリ、退イテ婦人科學歴史ヲ考フルニ、産科ハ其ノ資料豊富ナルモ、婦人科トシテソノ材料ノ少キコト、之ニ軼ギタルモノナカルベシ、明治八年ノ頃、三宅秀ハ日本産科ノ發達ヲ述ベ、且ツ香川ノ産論ニ於ケル梗概ヲ歐文ニテ、東亞ノ自然及ビ人種會誌ニ載セタリ、尤先之、三輪順藏ハ文政八年、賀川ノ産論ヲ譯シテシーボルドニ示シ、氏ハ是ヲ歐洲醫界ニ紹介セシガ、三宅氏ニ到リテソノ遺漏ヲ補充スルコトヲ得テ、我産科ヲ全ク外國ニ紹介スルヲ得タリ。

予ハ明治十九年ノ頃、日本産科學年代考ニ付テ記述スル所アリ、次イデ二十三年フライブルグ大學ニ在ルヤ、日本産科小史ヲ編述シ、時ノ教授ニシテ樞密醫官タルヘーガルニ示シ、ニ、氏ハ頗ル興味ヲ以テ之ヲ通讀シ、當時予ノ卒業論文トシテ提供スベキ價値アリ

ト認め、終ニソノ榮ヲ受クルニ至レリ。

明治三十年ノ頃、河内全節ハ、日本婦人科醫史料ヲ編纂シ、其ノ後、竹岡友僊ノ鎮帶論、其ノ他二三ノ材料報告ニ接シタルヲ記憶セリ、然ルニ佐伯理一郎ハ、諸家ノ秘書ヲ考證輯録シテ日本女科史ト題シ、之ヲ公ニセリ、之レ本邦ニ於ケル、斯科ノ歴史トシテ現ハレタルモノ、始ナリトス。

サレド予等専門家トシテ感謝スベキモノハ、吳秀三、富士川游、増田知正諸氏ノ編輯セシ日本産科叢書コレナリ、此ノ書ハ我邦ニ於ケル産科婦人科醫ノ著書、或ハ講義筆記ナドヲ漏ス所ナク集載シ、眞ニ専門家ノ唯一ナル参考書タリ、予モ亦二三秘藏セル資料ヲ供給シタリキ、富士川ハ尙此ノ他自著ノ日本醫學史ニ於テ、各ソノ年期ニワタリテ、産科婦人科ヲ歴史的ニ叙列シ殆ンド剩ス所ナシ、サレ



バ如斯ノ場合ニ於テ、最早日本産科婦人科史ヲ編纂スルハ、必要ナキモノ、如ク思惟セラル、モ、尙能ク考フル時ハ、コレ等ノ著ハ佐伯ノ女科史ヲ除クノ外、専門家以外ノ手ニ成リシモノニシテ多少ノ遺憾ナキ能ハズ。

於之、予ハ先輩ニ倣ヒ、不肖ヲ顧ミズ、日本婦人科史ノ編纂ヲ思ヒ立チ、去ル明治三十二年ノ頃、富士川ト議リ共著ノ約ヲナシ、モ、遂ニ多忙ノ爲之ヲ果スコトヲ得ズ、又廓嘉四郎トモ相議リタレドコレ又遂行スルヲ得ザリキ。

然ルニ多年ノ宿志、恒ニ業務ノ煩多ヲ以テ止ムベクモアラズ、幸ニシテ小野利教ノ援助ヲ得ルアリ、漸クニシテ斯書ヲ脱稿スルヲ得シハ、氏ニ向ツテ感謝スル所ナリトス。

予ガ本書ヲ成シ、理由ハ前述ノ如シ、而シテ、稿ヲ起スニ際シ、極メ

テ深立ナル學理ヲ根據トシ、之ガ論評ヲ試ミ、只管専門學家ノ研究材料ニ供セントシタリ、然ルニ上古及ビ中世ノ助産學ハ、渾沌トシテ文献ノ徵スベキモノナク、徒ニ厭勝ノ如キ記事ノミニシテ、僅ニ神代ノ産屋又ハ鎮帶ノ如キニ留マリ、學者ノ尊重スベキ材料トシテハ、摺撫片々マタ收ムベカラズ、ソノ中世ニ到リテモ、往々支那ノ模倣的行爲カ翻譯ナラズンバ、架空的空想論タラザルナク、然モ民俗ノ如キハ兒戲ニ等シキ禁忌ノ行ニシテ、興味油然タルモノ殆ンド無カリキ、於之、予ハ止ムヲ得ズ、編纂ノ方法ヲ變更シタリ、ソハ専門家以外、一般ノ醫師及ビ助産婦ニ通讀セシムルノ利ナルヲ感ジタレバナリ、サレバ殊更ニ通俗的平易ナル字句ヲ用ヒ、且ツ傍訓ヲ附シタリ、其ノ挿圖ノ如キモ、浮世繪讀賣繪、引札、臥軸等ニ資料ヲ採リ、即チ勝川春草ノ腹帶圖、品兒安産ノ圖、張月樵ノ安達ノ鬼婆ノ如



キ、頗ル卑近ニ似タルモ、當時ヲ追懷スルノ料トシテ、感興ヲ惹起スルモノト認メ之ヲ掲出セリ、故ニ學者ハ以テ卑俗ナリトシ、他ハ又索然トシテ其ノ排列ニ統一ナキヲ嗤ハムモ、予ハ唯我邦ニ於ケル、産科婦人科ノ知識的歴史ヲ知悉セシメント欲スルニ過ギザレバ、讀者ニ向ツテソノ意ヲ諒トセラレンコトヲ請フノミ。恁クテ編述ノ順序ヲ豫メ讀者ニ告グルノ要アリ、左ニ之ヲ陳ベントス。

太古ニ於ケル民衆ノ信念ハ、世界ヲ通ジテ同一ノモノナリ、疾病ヲ以テ邪神ノ所爲トシ、神譴ヲ避ケ、或ハ謝スルガ爲ニハ禁厭祈禱ノ外、僅ニ外科方アリシモ、創傷ノ治方ニ止マリ、産科ハ外科ノ一部トシテ取扱ハレシハマダシモ下レル世ノ事ニシテ、渾沌ノ世産婆ナク、産醫ナシ、本邦ノ史跡亦古事記ニ二三ノ所載アリ、之ニ依リテ學

徒ノ敷衍スルニ過ギズ、應神ノ朝、王仁ノ招聘ト共ニ、儒教渡リ韓醫方來リ、允恭ノ朝ニ、韓醫方漸ク行ハレ、次デ欽明ノ朝、佛教渡來ト共ニ、韓醫方ハ益々熾トナリシモ、文武ノ朝ニ及ビ唐制ノ模倣ハ施イテ醫疾令トナリ、唐醫方ノ興ルニ至リス。

奈良朝ニ及ブヤ、佛教ノ隆盛ハ僧醫ヲ生ジ、施藥院、悲田院ノ創立ヲ見ルコト、ナリテ、爰ニ漢醫方ハ來レリ、於之病理學起リ、疾病ノ原因ヲ論ジ、以テ治方ニ移ルノ稍進境ニ入レリ、平安朝ニ到リ解剖、生理、病理ノ學、頭首ヲ擡ゲタリ。

ソモ支那醫學ニ於テ、婦人科ハ元ノ世ニ獨立シ、先ニ帶下醫、乳醫、瘵醫等ノ分業アリシモ、周代ニハ婦人科ヲ疾醫ニ列シ、唐代ニハ體療科ニ合セシメシモ、大寶ノ醫疾令ハ、唐醫方ヲ採用シテ女醫ノ目ヲ立テ、安胎產難ノ治ト、按摩針灸術ヲ行ハシメ、之ガ教官ニハ、女醫博



士ヲ置キ、助産並ニ看護ノ道開ケタリシモ、婦人科ノ範圍實ニ未ダ  
狹隘ノ感ナクンバアラズ。

當時行ハレシ支那ノ産經ニヨリテ、後世醫心方ノ説ク所ハ、胎時ハ  
始形、始膏、始胎ヨリ水精、火精、金精、木精ヲ受ケテ石精ヲ得テ子  
ヲ成スト稱シ、産婦ヲ論ズルコト推命説ニ基ヅクモノ多シ、ソノ治  
方ハ勿論、厭勝ヲ主トスルモノニシテ、禁食修身ノ如キハ、ムシロ副  
次トシテ行ハレキ。

鎌倉時代ニ至リ、宋ト交通スルヤ、道元等ノ入宋ト、國人ノ外遊モ行  
ハレテ、宋醫方ハ此等ノ人ノ手ニヨリテ、學藝ト共ニ傳來シタリ、此  
ノ時代ハ、萬安方ノ婦人科ハ、婦人大全良法ニヨリ、産科論、三因方、干  
金方等ノ書ヲ用ヒ、婦人總療、月經異常、婦人血疾、血分、水分、脫血、血枯  
疰癰、積聚、婦人淋病、妊娠、惡阻、妊娠諸病、安胎、催生、産難、産後諸病等ヲ

論述シタルハ更ニ進境ニ入リシモノトス、妊娠ニ於ケル藥物療法  
ハ、滑胎方トシテ丹參膏ニ代フルニ救生散ヲ以テシ、紙帛布巾ヲ浸  
醋シテ婦頂ニ置キ、又ハ血暈ヲ防ギ、産後七日七夜眠ラザルトイヘ  
ル俗説ヲ駁スル等ハ、萬安方ノ始メテ云フ所ナリ、此ノ他産婦行事  
ヲ推スノ法、日遊神ヲ推スノ法、着帶ニ仙沼子ヲ入ルル事、御産室ニ  
典藥頭ノ咒文ヲ讀ムコト、法華經涌出品ヲ置クコト、散米ヲ以テ血  
暈ヲ止ムルノ禁厭ヲスル事、胞衣下ラザル時ニ飯ヲ屋上ヨリ落ス  
ナドハ此時代ノ産科史ニ特記スベキ出來事ナルベシ、室町時代ト  
ナリテ、明國トノ交通ハ盛ンニ堺浦ニ發着シテ、明醫方ノ渡來トナ  
リ、婦人科モ他科ト共ニ實際ノ方面ニ開展シ、専門家トシテ安藝守  
定ヲ出スニ至ル、當時福田方ノ婦人三十六疾、即チ十二瘧下、九痛、七  
害、五傷、三癩ハ悉ク血病ナリトシ、ソノ治方ハ、和劑局方ニ依リ、四物



湯ヲ製シテ、婦人ノ寶藥トマデ稱シキ、其ノ助産ノ事ヲ論ズルヤ、法苑珠林、毘婆娑論、論珈論ナドノ佛書ヲ采リ、受胎ノ理ヨリ、産後二十一證ハ、黑神散ヲ以テ治藥トナシ、催生、安胎、産難ノ方亦在來ニ一步ヲ進メタリ。

足利ノ季世ハ、所謂戰國時代ニシテ、群雄割據ノ世ナリトス、切ツ放ツノ戰鬪ハ、勢ヒ負傷ノ結果、金瘡ノ治方ヲ求メザル可カラズ、然モ此ノ時代ニ於イテハ、金元ノ醫學輸入セラレテ、金創醫ノ一派サヘ生ゼリ、ソハ鷹取流ノ外科ト南蠻流ノ外科トナリ、外科マダ瘡家又瘍科ト金瘡家トノ二派アリテ、相對峙スルモ兩者相兼ヌルモノ少ナカラズ、サレバ産科ハ外科醫ノ兼掌スル所トナリ、戰國殺傷ノ餘波ハ、士林ヲシテ軍事醫療ヲ成サシムルノ止ムナキ必要ヲ生ジ、中條流、吉益流ノ名家ヲ出セリ。

室町時代ニ在リテハ、大方脈科即チ本道ヨリ分離シ、専門家安藝氏出デ、戰亂ノ巷ト變ジテハ、金瘡醫ヲ生ジ、金瘡ヲ治スルノ傍、産婦ノ術ヲ施スモノ出來リテ、曲直瀬道三興リ、室町時代ノ坂、竹田、半井、吉田ノ諸典藥ハ屏息シタリ、然モ此ノ前後ハ、中條、板阪、乘附、瀬之尾、伴永井ノ諸氏ガ、各旗幟ヲ翻シテ一家ヲ樹テタルノ様、恰モ元龜、天正ノ交、雄將猛卒全國ニ馳突シ、其ノ勇ヲ競ヒシモノトヤ見ン。

外科醫ニシテ前述ノ如ク、産科ヲ兼ネシハ、恰モ明治初年ヨリ二十年頃ノ間、開腹術ガ外科醫師ノ手ニ行ハレシト同ジ。

サレド半井氏モ、亦専門家トシテ隆々タル勢望ヲ有シ、今井驢庵ナドノ逸足ヲ出セリ、カクテ又中條流ノ如キ、ヨシヤソノ形式粗ナリト雖、有名ナル外科ニシテ、針灸以外ニ手術アルヲ知ラズ、金創ニ對シテモ、内藥ヲ主トセシガ如キ狀勢ニ察スレバ、産科治術ガ、内藥ヲ



主トセシハ怪シムニ足ラザルナリ、サレバ安藝氏ノ如キ、半井氏ノ如キ、女科ヲ以テ一家ヲナセルモ、其ノ説ハ頗ル陳腐ニシテ、加治祈禱ノ外出色ノ説ヲ見ザリシハ、性理ノ儒説ニ佛教ノ感化漸ク衰ヘタレドモ、因習ノ固陋ハ、非凡ノ傑人タラズンバ、自説ヲ行フノ餘地ナカリシナラン。

カクテ西洋醫學ハ、時勢ノ潮流ニ乗ジテ渡來シ、天文十二年葡萄牙人ノ來航セルヲ始メ、弘治二年ニハ宗教醫ノ爲ニ大友宗麟ノ貧病院設立セラレ、文祿ノ末ニハ西班牙人來朝セシモ間モナク禁ゼラレシガ、天正ノ末和蘭人ノ來朝ト共ニ、慶長五年、英國人ノ來リシ以來文物ノ輸入ヲ開キタリ、當時世人ハ外人ヲ稱シテ紅毛ト云ヘリ。コノ時ニ當リ、南蠻流外科モ亦外教者ノ手ニヨリ傳播シタリ、徳川氏ノ世トナルヤ、本道ニハ李朱ノ醫方渡來シ、田代、曲直瀬二氏之ヲ

行ヒ、道三ノ後繼者トシテ、玄朔、學舎ヲ建テ、四方ノ俊髦ヲ招致シ、之ヲ涵養扶殖シ、一世ヲ風靡シ、醫門ノ霸宗トナレリ、又後世家ノ別派トシテハ、劉醫方ノ渡來スルアリ、陰陽五行論、運氣說、臟腑經絡配當論等、頗ル歡迎セラレ、門派大ニ振ヒタルモノアリキ。以上説ク所ハ、支那ノ醫方ノ轉移シテ、遂ニ西洋醫學ノ輸入ニ及ベル徑路ノ一斑ニ過ギズ。

然ルニ香川子立出ヅルニ及ビ、始メテ、我邦ノ產科學ハ此所ニ基礎ヲ据エ、其ノ學理及ビ治術ノ方法一時ニ豹變シ、燦然トシテ見ルベキモノアリ、所謂產科ノ根底ハ氏ニヨリテ築カレシ事ハ、何人モ否定スル能ハズ、然モ歐洲ニ於テモ、其ノ天才ノ妙技ヲ發揚シタルコトハ歴史的ニ證明セラレタリ、然レド氏ノ產論ニ就テ考フルニ、或ハ漢醫及ビ紅毛ノ醫說ヲ敷衍換骨シタルガ如キモノアルハ、恰モ



蘭學ガ我邦ニ入來リシ、當時金創家ガソノ著書ニ於テ、サナガラ自家ノ創說ノ如ク學說ヲ發表シタルト相似タルノ感アリ、サレバ富士川游ハ、自著獨文日本醫史中賀川ヲ評シテ曰ク。

香川立悦ハ、日本ニ於ケル助産科ノ革新者ニシテ、其ノ技術ハ自家ノ觀察ニヨリテ屢變更シタレドモ、其ノ根底ニ於テハ、全ク歐洲ノ成書ニ基ヅクヤ疑ナシ。

吳秀三モ產科叢書ニ序シテ、立悦ハ曠才達識ヲ以テ能ク紅毛醫學ノ神髓ヲ換奪シテ一派ヲ創シタリト。

予輩後學ノ者、此ノ稀世ノ偉人ニ對シカ、ル不敬ノ放言ヲナスハ、萬死モ自覺スル所トス。

抑モ氏ノ方術ハ、二世立迪ニ至リ、更ニ是ヲ恢弘シ、又數法ヲ加ヘ、產論翼ヲ著ハシ、次テ滿郷滿定、滿崇、滿載等ノ子孫、元周、劣齊ノ如キ、逸

足ニ依リテ大ニ完成セラレ、術式ノ精、器物ノ巧、海内推シテ斯科ノ宗ト仰ギ、天下ノ高材ヲシテ京師ニ雲集セシメシハ、恰モ現時ノ「フアントーム」演習ニ於ケルガ如ク、子立ノ名聲赫々タリシノミナラズ、ソノ勢力德望ノ然ラシムル所トハイヘ、實ニ事實上ノ成功者、時勢上ノ幸運兒タリシナリ。

片倉原、奥ノ外水原、近藤ノ如キ、其ノ門下ノ高足各一旗ヲ立テ、蛭田、立野、大牧、奥澤、畑中ノ如キハ別ニ一家ヲ爲シテ、恰モ競争場裏ニ於イテ、各鎬ヲケヅルガ如キ盛況ヲ呈シ、中ニモ立野龍貞ハ產科新論ヲ著ハシ、產論ノ說ヲ攻撃スルナド、快哉ノ舉アリ、斯ノ如キ諸家研鑽ノ結果ハ斯學ノ進歩ヲシテ、數段ノ發達ヲ來シ、解剖生理ノ上ニモ着眼スルノ士出デ、奥劣齋ノ如キ發啼術ヲ創意シ、初生兒ニ於ケル假死蘇生法ヲ首唱セリ、之等モ亦一部ハ支那ノ方ヲ取リシトハ



云へ、生兒ノ生死鑑別法並ニ診斷法ノ如キニ注意シ、殊ニ小兒ノ頂部ヲ刺戟シ發啼セシムルガ如キニ至リテハ、氏ガ獨得ノ創見タルベシ、又水原三折ノ小兒回轉術ノ如キモ見ルベキモノアリ、總ジテ元祿享保前後ヨリ文化文政度ニ至ルノ間ハ、文學技術モ旺盛ノ機運ニ達シタレバ、香川家ノ門藉海内ニ普及スルト共ニ、産科ト云ヘバ賀川家ノ專有トマデ思フニ至レリ。

又此ノ間ニ於テ、和蘭ノ學術輸入シ、片倉鶴陵ハ賀川門ヲ出デ、江戸ニ歸リ、嶺春泰ヲシテ牒分的兒ノ産科書、ソノ他二三ノ和蘭産書ヲ翻譯セシメ、産論及ビ産論翼ノ誤ヲ正シ、奥劣齋ハ婦人生殖器ノ解剖ニ最モ腐心シ、子立子ノ說ヲシテ完璧タラシメ、或ハ發啼術ノ外ニ師說ノ缺陷ヲ補ヒ、又ソノ門下ニ出デタル水原三折ハ、其ノ技ノ奥妙ヲ極メ、賀川流産科ノ真相此ニ於イテ完備ス、又賀川門流ニ

成リシ近藤ノ包頭器、水原ノ探領器、蘭臺ノ纏頭絹、蘭阜ノ整横紐ナドノ發明モ、和蘭學輸入ノ力ニヨリソノ動機トナリ、工夫作成ノ上ニ利便ヲ得シヤ必然ナルベシ、之ヲ換言スレバ、賀川流産科ハ漢蘭二學ノ折中トモ稱スベク、既ニ家祖立悦ニ於テモ、蘭說ノ來ルベキヲ唱ヘタリト云ヘバ、ソノ裔孫及ビ門末ニ於テ光輝ヲ耀カシタルハ、蘭學ノ加味與ツテ力アリシコト明白ナリト謂フベシ、産科醫ノ戰國時代正ニソノ時ヲ以テ稱スベキカ、京攝ニハ奥、佐々井、水原アリ、九州ニハ桑原アリ、中國ニハ緒方アリ、北陸ニハ近藤アリ、關東ニハ片倉、原、南總ニハ立野、大收、安房ニ奥澤アリテ賀川門ノ戰陣堂々タルト共ニ、蛭田克明ハ賀川氏及ビ片倉ノ說ヲ反駁シテ自說ヲ唱導シ、然モ前人未發ノ奧秘ヲ發揮シ頗ル強敵ノ觀アリ、門人ニハ澤野、寅澤ノ二氏門戸ヲ張リ師說ヲ補ヒ賀川流何物ゾトノ概ヲ呈シ



テ之ヲ睥睨シタリ。

如斯産科ハ盛況ヲ示シタルモ、婦人科ニ至リテハ實ニ未ダ幼稚ニシテ、畑黄山ガ天明中ニ設立セシ、醫院ノ課程ニ、女科ヲ設ケタルニ過ギザリキ。

後藤良山ノ病因考ナル婦人門ニ、産前後經閉、疔露、帶下、乳癌ノ目アリ、賀川修葺ノ一本堂行餘遺言ニ、妊娠、惡疽、體懸、體煩、半産、鬱冒、帶下、惡露、乳癌、乳瘍等ヲ掲グルノミ、此ノ他婦人科ノ論說トシテハ見ルベキモノナシ、蘭學ノ入來リテ一般醫學ハソノ根底ヨリ革新セラレ、ノ時代トナリテ、就中産科ノ如キハ、第二革命ノ期到來シタルモノト謂フベシ。

カクテ徳川氏季世ニ至リテ、純西洋醫學ノ輸入ハ、蘭學ノ先驅ニヨリテ驀然トシテ進ミ來リ、先ヅ第一ニ訶倫氏ノ産科書譯述セラレ

矢田部氏ノ撤氏産論、又ハサロモンノ産科書、箕作阮甫ノ産科簡明、宮本元周ノ産科須知、船引卓堂ノ婦人病論ノ如キ、續々斯界ニ提供セラレ、純西洋産科醫トシテハ、足立長雋一家ヲ成シキ、文政六年八月八日、シーボルド長崎ニ來航シタリ、氏ハ産科専門家ニシテ、殊ニ伯父ナルアダム、エリヤス、シーボルドハ、柏林大學ノ教授ニシテ婦人科ヲ擔當シ、専門雜誌ヲ發刊シツレバ、氏ハ多大ノ興味ヲ以テ本邦醫學ヲ研究シ、且ツ之ヲ歐洲ニ紹介シタリ、又門下ノ高良齋ハ盛ニニ師說ヲ唱導シタリシカバ、彼ノ鉗子ノ如キモ、或二三氏ノ如キハ、シーボルドノ將來スルモノト云ヘリ、予ハ事實上之ヲ信ズル能ハズト雖、反證ヲ有セザルヲ以テ暫ク緘黙ヲ守ランノミ、要スルニ純西洋産科學ハ、専門家以外ニ於イテ、蘭學者ノ手ニ助長セラレタルハ、疑フベキ餘地ナキ所ナルベシ、ソノ婦人科ノミ、之ト駢行セザ



リシモ亦奇ナリト雖、賀川流産科ノ世ニ喧稱セラレシ程、之ガ爲ニ先ヅ産科ノ方面ニ傾注セラレシナルベシ、然レドモ退イテ明治ニ於ケル婦人科ノ進歩ヲ見ルニ、頗ル完成セルモノト謂フベシ、ソハ産科ノ偏長セル時ニ、萎靡トシテ振ハザリシ反照トモ見ルベク、今ヤ産科ニ比シテ婦人科ノ發展セルモノノ偶然ニ非ザルヲ知ラルルナリ。

明治維新以後ハ、外國醫ノ手ニ産科婦人科ハ委セラレ、然モ婦人科手術ハ外科家ノ掌裡ニ握ラレタリ、此ノ間ノ有様ヲ二様ニ解釋スレバ、ソノ肯綮ヲ失ハザルベシ、ソハ歐洲ニ於ケル産科婦人科學ノ輸入ノ間斷ナク行ハレタルト、一面ニハ賀川家ノ流ヲ汲メル人々ノ實際的方面ニ活動シタルトナリ。

明治十六年清水氏歸朝シ、期年ナラズシテ逝去スルヤ、再ビ内科專

門家ノ手ニ歸シ、二十一年濱田玄達是ニ代リ、斯科ノ教育ニ専ラ歐洲ノ學理ヲ紹介シ、一面民間ニ於ケル篤學ノ士アリテ、斯學ノ光輝ヲ放ツニ至レリ。

要スルニ、コノ時代ニ於ケル人々ハ、歐洲ニ於ケル斯科ノ學理ヲ我邦ニ扶植シ、幾多ノ功績ヲ貢獻シタル斯界ノ恩人タルヲ失ハザルナリ。

サレド業蹟ニツイテハ、此ノ聖代ニ比シテ尙満足スベカラザルモノナキニ非ズト雖、予ハ唯産科婦人科ニ於ケル、技術ノ端緒ヲ啓キ或ハ助産婦ヲ督勵シ、制度ヲ改善セシメ、論著ヲ公ニシ、卓絶セル手術ヲ行ヒタル人ノミヲ掲グルニ止メタリ。

之ヲ要スルニ、日本醫學ハ古代及ビ近古ニ於ケルマデ、支那各醫方ノ韓半島ヲ經過シテ渡來シ、近世ニ至リテ歐洲ノ醫術ガ、和蘭人ヲ



經由シテ輸入セラレタリトノ頗ル簡單ナル論結ニ歸着スルゾ是非ナキ、サレバ維新以後今日ニ至ルモ、尙過渡ノ時代ニシテ、更ニ大正ノ新機運ニ乗ジテ、大ニ進歩發展ノ見ルベキモノアラシコトヲ切ニ予ハ期待シ、茲ニ擱筆セント欲スルモノナリ。

大正三年一月上院浪華宰相山宮居ニ於テ

緒方相山識

日本婦人科學史年表

此表中記載事項は、史實梗概の抄出と史中に遺漏せしものとを増補せり、

神代	神功皇后元年 (西曆二〇一年)	雄略天皇三年 (西曆四五九年)
<p>豐王姬、海濱に産屋を作り婉産をなす、皇子に嫁姆を附す、 木花咲耶姬、戸無の室を造り三皇子を生み産屋を焼き給ふ、 鹿草津姬、産婉をなし竹刀を以て臍帯を截る、大國主命、蒲の穂を以て兔の傷を癒す、 素盞鳴尊稻田姬と婚す、</p>	<p>新羅征討の時筑紫の伊都縣に到り石を腰に挿み禁厭す、 凱旋十二月皇子を宇瀨野に生み給ふ、</p>	<p>天皇詔して良醫を百濟に徴し給ふ、百濟貢するに高麗醫德來を以てす、德來徴に應じて至り難波に居る、子孫世々醫を以て業となし、難波藥師と稱す、夏四月、拷幡皇女湯人廬城連武度と姦し妊めりと讒するものあり、皇女五十鈴川上に經死す、天皇人を遣して其の屍を求めしめ、剖きて視給ふに腹中物あり水の如し、斯に由て其の冤を雪することを得たり、これ解屍の史書に見えたる始めなり、</p>



欽明天皇十四年 (西曆五五三年)	大寶元年 (西曆七〇一年)	大寶元年 (西曆七〇二年)	養老六年 (西曆七三二年)	天平二年 (西曆七三〇年)
夏六月、天皇詔して使を百濟に遣し、醫博士、曆博士、易博士等をして遞番に來朝せしめ、且つ種々の藥物を遞送せしむ。翌年春正月、百濟國、詔を奉して醫博士王有陵陀、採藥師潘量豐、丁有陀を貢す。 按ずるに允恭天皇の朝、良醫を彼に徵してより二百年、此の時に至りて、藥方のみならず醫博士、採藥師を彼邦に求めて其の術を擴張す韓醫方益々熾なり 秋八月、吳人知聰、藥書明堂等百六十卷を持して來朝す、外國醫書の我邦に入りしは此の時に始まる。 唐制に依り、律令を定め、之を天下に頒ち、每事令に依て行はしむ、所謂大寶律令之なり、其の醫疾令は、亂世に散佚して傳はらず、 律令の制定により、尙藥、典藥、女孺、女醫を置かれ、女醫は安胎產難の講習をなさしむ、 十月甲戌、始めて女醫博士を置く、これ我邦に於ける産科婦人科の創始とす、 〔支那〕唐玄宗開元十年に當る、翌開元十一年、諸州に醫學博士を置く、又諸州に詔して本草及び百一集驗方を寫して經史と同じく貯へしむ、 三月陰陽、醫術及び曆數を諸道に命じて各子弟を率て教授せしむ、其の時、服食料は一に大學生に準ず、夏四月始て皇后職に施藥院を置く、 按ずるに、此の時を以て施藥院の始とするも是より先き、聖德太子四天王寺を建て給ひし時、既に敬田院、悲田院、療病院、施藥院等の設けあり、又養老七年、興福寺内に施藥悲田の二院あり、故に施藥は固より此所に創るにあらず、				

天平寶字元年 (西曆七五七年)	延曆五年 (西曆七八六年)	弘仁十一年 (西曆八二〇年)	天長二年 (西曆八二五年)	天元五年 (西曆九八二年)	康平年中 (西曆一〇五八年)	承曆四年 (西曆一〇八〇年)	元永二年 (西曆一一一九年)
勅して醫博士醫師に講習を奨む、 七月羽栗翼、内藥正に擢でられ侍醫を兼ね、 翼、和氣廣世と共に女科を以て著はれ當世の名醫たり、 父古鷹、靈龜二年阿部仲麿に從ひ入唐し女王を娶りて翼を生む、天平二年年十六父に從ひて歸朝し僧となる朝廷其の才を惜みて還俗せしむ、 勅して針生を置き、治産方を講究せしむ、 施藥院司を置く、 丹波康賴、醫心方三十卷を撰し之を進獻す、勅して諸生を課試せしめ玉ふ、 和氣相秀、女醫博士となる、 以後和氣丹波の二氏女醫博士に任せらる、 高麗王の妃篤疾に罹り良醫を我國に求む、時人丹波雅忠を以て選す、朝廷その書の禮なきを以て請を斥け、太宰府に命じて報せしむ、中に扁鵲何入雞林之雲の語ありしかば、世人雅忠を日本扁鵲と稱しき、 正月中宮着帶せらる、							



保安元年 (西曆一二〇〇年)	丹波雅康、針博士正四位下典藥頭に任せらる、藤原定基、御産所部類を作る、次いで續編成る、
天治元年 (西曆一二〇四年)	安徳天皇御誕生の時餽を屋上より轉ず、
治承二年 (西曆一七七八年)	中宮御懐胎の故を以て輕繫を免す、生兒宮參の儀行はる、
建保五年 (西曆一二一七年)	九月梶原性全、萬安方六十二卷を撰す、
正和四年 (西曆一二一五年)	和氣常成女醫博士となる、
正平七年 (西曆一二五二年)	安藝守定、足利家の尙藥となる、女科を以て名あり、宮中の治産安藝氏の任となる、
正平十三年 (西曆一二五八年)	竹田昌慶、明に航し、太祖の後の難産を治し安國公に封せらる、
應安二年 (西曆一三六九年)	安藝守定、從四位上、大膳亮に任す、
嘉慶年中 (西曆一三八七年)	安藝守貞、刑部少輔となる、將軍義勝の誕生を助く、
永享六年 (西曆一四三四年)	安藝貞家、大膳亮となる、將軍義輝の誕生を助く、
天文五年 (西曆一五三六年)	

天文六年 (西曆一五三七)	田代三喜歿す、
天文十二年 (西曆一五四三年)	安藝貞像、大膳亮に任す、
天文十五年 (西曆一五四六年)	南條宗鑑、撰聚婦人方三卷を著はす、
天正九年 (西曆一五八一年)	鷹取秀次、外科を以て名あり、
天正中 (西曆一五八二年)	安藝貞俊、大膳亮に任す、秀吉の御臺所を治療す、
文祿四年 (西曆一五九五年)	曲直瀬道三歿す享年八十九、
元和二年 (西曆一六一六年)	板坂大膳亮、板坂流産前産後秘傳集を編す、半井家産前産後秘書出づ、
寛永九年 (西曆一六三二年)	安藝貞辰、法橋に任せられ、次いで法眼となる、
寛文八年 (西曆一六六八年)	戸田旭山中條流産科全書を著はす、次いで中條一流秘傳書、濃州乗付流産方、瀬尾流産方出づ、
元祿三年 (西曆一六九〇年)	稻生若水、蠡斯草を著はす、
元祿五年 (西曆一六九二年)	香月啓益婦人壽草を著はす、



元文五年 (西曆一七四〇年)	香月牛山歿す享年八十五、 井關玄悦(杏仙院法印)歿す、
延享二年 (西曆一七四五年)	幡玄春、婦人療治手箱の底を著はす、
寶曆元年 (西曆一七五一年)	戸田齋、中條流産科全書を刪修版行す、附するに乘附瀬尾板坂諸流及び半井家産前産後秘書を以てす、
寶曆年中 (西曆一七六〇年)	中岡一得、無難産安生論を著はす、 住守某、産科俗訓を著はす、 大西惟貞、産法略語を著はす、 作者不詳、誕生記一名産所記の著あり、 同上、産所諸用集の著あり、 北總毘天親、産伎外書を著はす、 作者未詳、玄悦一流の藥方及び帶下方の著あり、
寶曆十三年 (西曆一七六三年)	荻友山、産事箋を著はす、
明和二年 (西曆一七六五年)	八月賀川玄悦産論を著はす、(漢文) 婦人産前後腹診手術法次いで出づ、

明和五年 (西曆一七六八年)	十月山邊文伯、産育編を著はす、(漢文) 加藤壽徳、安産いはたおび、及び保産機要、産前産後切紙を著はす、
明和八年 (西曆一七七一一年)	十二月山脇東洋の子東門、一婦人の屍を解き圖説を著はす、 奥劣齋、達生園産科内外術秘録及び同圖記成る、 但し門下に口授する所なり、 此の書中始めて發啼術(初生兒假死人工呼吸法)を論ず、これ本邦に於ける發啼術の嚆矢なり 此の他産科手術秘録、回生鈎胞秘訣、産論校註、女科隨割、女科漫筆、劣齋漫筆、婦人大全良方保産心得等の作あり、
安永二年 (西曆一七七四年)	清河拙園、産科達生編を著はす、
安永四年 (西曆一七七五年)	四月賀川玄廻産論翼を著はす、(漢文)
安永年中 (西曆一七七五年)	賀川有齋産道口訣并に手術解を著はし、次いで有齋先生産道秘書出づ、(天明中)
安永六年 (西曆一七七六年)	九月賀川玄悦歿す、享年七十八、 十月佐々井茂庵、産家やしなひ草を著はす、 香川南洋(修庵の子)歿す、
安永七年 (西曆一七七八年)	山田玄々齋、産科手引草を著はす、



安永八年 (西曆一七七九年)	賀川玄廸歿す、享年四十一、
天明元年 (西曆一七八一年)	十月兒嶋願齋、保產道志類邊を著はす、 尙婦人産帶記、及び婦人養生智者一笑の著あり、 賀川満定、探領器を工夫す、
天明年中 (西曆一七八一年)	産方妙秘を著はす、作者不詳、
寛政二年 (西曆一七九〇年)	片倉元周、産科發蒙を著はす、(漢文) 此の他産術與義秘書の作あり、
寛政五年 (西曆一七九三年)	高良齊、女科精選を著はす、
寛政十一年 (西曆一七九九年)	原南陽、叢桂亭醫事小言を著はす、
文化二年 (西曆一八〇五年)	賀川有齋、産術秘要及び有齋産術記を著はす、
文化年中 (西曆一八〇九年)	蛭田克明、産術秘法及び同圖譜を著はす、 蛭田家の門人等、蛭田先生産術訓解及び同圖繪を編す、
文化七年 (西曆一八一〇年)	八月富士谷成基、救偏産言を著はす、(漢文)

文化九年 (西曆一八一二年)	九月十一日下總國相馬郡藤代村百性三吉厄介忠藏の娘とや、年八歳のもの男子を娩産す、
文化十年 (西曆一八一三年)	三月桑原惟親、産航を著はす、(漢文) 市井の女、三兒を生むものあれば官之を賞す、 賀川蘭齋満定女醫博士に補せらる、缺官三百八十年許、 賀川蘭齋の産科記聞、門人の手に成りて刊行せらる、 次いで産科秘要及び奥術並に産科議要、産科治術秘訣、産術免許手術成る、但し秘要は蘭齋蘭臺二家の合著なり、 中條と稱する墮胎を業となす婦人江戸に多し、 羽佐田芝瓢、老婆心書を著はす、 九月富澤黄良、産科新編を著はす一名を孕家遵生と稱す、 蛭田克明歿す享年七十三、
文化十四年 (西曆一八一七年)	立野龍貞、包頭器を工夫す、我邦の鉗子とも稱すべし、 水原三折の探領器、賀川蘭臺の纏頭絹、同蘭阜の整横紐、近藤直義の包頭器と共に稱用せらる、
文政二年 (西曆一八一九年)	十一月立野龍貞、産科新論及び同餘考を著はす、
文政四年 (西曆一八二一年)	



文政五年 (西曆一八二二年)	九月片倉鶴陵歿す享年七十二、
文政六年 (西曆一八三三年)	五月大牧周西、産科指南を著はす、 獨逸人シーボルト鉗子を將來す、
文政年中 (西曆一八二三年)	華岡青州、産科瑣言を著はす、
文政八年 (西曆一八二五年)	三月坂本宗文、産科捷徑策を著はす、 三輪順藏、産論を蘭譯しシーボルトはバタビア學會雜誌に掲載し後シーボルト主幹の産科金函に抄録す、
同九年三月 (西曆一八二六年)	坂本宗文、産科辨妄を著はす、 賀川玄亭の門人、玄亭翁著書と題するもの五卷を編輯す、 北村金吾、和蘭産科書を譯述す、 丹波元胤醫籍考を著はす、 藤崎東陽、産育大概を著はす、
天保元年 (西曆一八三〇年)	青地林宗、カロンの著を譯し訶論産科書と題す、 岡了允歿す享年四十、著書育嬰窺班、小兒戎草等あり、
天保年中 (西曆一八三〇年)	澁江太亮、産科教草を著はす、

天保二年 (西曆一八三一年)	正月沼登玄昌、蛭田流の産法を口述し題して田子産則全書といふ、(漢文) 十月金子杏庵、産科撮要を著はす、(漢文)
天保四年 (西曆一八三三年)	八月奥澤軒中、産科發明を著はす、 尙産科發明附録、産燈、婦人經驗等の作あり、 十月平野重誠、坐婆必研を著はす、
天保六年 (西曆一八三五年)	九月奥劣齋歿す、
天保七年 (西曆一八三六年)	三月賀川惇徳の口授にかゝる助産論門人の手に成り、南龍先生助産論と題し刊行せらる、 南陽館一家言(天保九年)次いで成る、
天保九年 (西曆一八三八年)	加茂熊齋、安産幸運録を著はす、
天保十三年 (西曆一八四二年)	緒方洪庵、大阪に解剖社を設け、葭島に解剖場を建て解剖をなす、 皇女病み給ふ、小林良、命を奉じて拜診す、從五位下に叙し信濃守に任せらる洋醫入禁の嚆矢とす、
弘化二年 (西曆一八四五年)	矢田部卿雲、和蘭サラマンの著を譯し、撒氏産論と題す、
弘化年中 (西曆一八四六年)	荒井碩庵、産科記聞を著はす、



嘉永二年 (西曆一八四八年)	三月水原三折、醇生庵產育全書を著はす、 天保五年(一八三四)探領圖訣成る、
嘉永三年中 (西曆一八四九年)	作者不詳、産科要言及び産科秘録の著あり、
嘉永三年 (西曆一八四九年)	五月根本伯明、懐胎養生訓を著はす、
嘉永四年 (西曆一八五〇年)	船曳卓堂、和蘭フレンキの著を譯し、婦人病論と題す、西洋婦人科書刊行の始なり、 五月山田久尾女、孕家發蒙圖解を著はす、
嘉永七年中 (西曆一八五〇年)	賀川蕃齋、家術附言提綱及び産圖を著はす、
安政元年 (西曆一八五六年)	七月近藤直義、達生圖説を著はす、
安政三年 (西曆一八五八年)	鎌田昌琢、宮外妊娠治験を著はす、 八月丹波元堅、女科廣要を著述す、(漢文)
安政四年 (西曆一八五九年)	作者不詳、産方秘録の著あり、 又奇胎圖の作あり、 十月三宅春齡、宮外妊娠經驗記を著はす、

元治元年 (西曆一八六四年)	島田泰夫、産論修飾三冊を著はす、 産論翼凡例、子女子像贊、保産指南圖攷を著はすものあり、
明治元年 (西曆一八六八年)	十月内務省産婆取締規則發布、
明治二年 (西曆一八六九年)	和蘭人ポートキン大阪病院に赴任し、「オバリオートミー」の器械を齎す、 九月淺田惟常、産科集成を著はす、 東京大學に外國醫學教師を聘用す、 大學教師ミユルレル外科婦人科回診課目を定む、 同シユルツ、「リスター」消毒法を創む、
明治三年 (西曆一八七〇年)	獨逸人ミユルレル、ホフマン二氏東京大學産科婦人科講師となる、
明治四年 (西曆一八七一年)	ホフマン、ミユルレル等東方亞細亞協會を起す、 三宅秀、香川氏産論の大要を海外に紹介す、
明治五年 (西曆一八七二年)	杉田玄端、英人ミードの著を譯し産科寶函と題す、
明治六年 (西曆一八七三年)	廣瀬元周、英人合信の著を譯し、婦嬰新説和解と題す、 獨逸人ウエルニツヒ來りて東京大學産科講師となる、
明治七年 (西曆一八七四年)	



明治八年 (西曆一八七五年)	高橋正純、和蘭エルメレンスの著を譯し、産科論と題す、 文部省産婆規則を制定す、 小林義直、産科摘要を譯述す、 ウエルニヒ去りベルツ來り産科婦人科を擔當す、 大阪醫學校病院に於て産婆學教授を開始す、
明治九年 (西曆一八七六年)	賀川滿載、産科新式及び産科器械用法書、産科子玄論を著はす、 橋本綱常、西南役負傷兵にリスター消毒法を施す、 山崎元脩、シユルチエの産婆論を譯出す、
明治十年 (西曆一八七七年)	ウエルニヒは日本醫史及び江戸時代に於ける疾病の統計を公にす、 物部誠一郎は産科に關する論著を翻譯し刀圭雜誌に譯載す、
明治十一年 (西曆一八七八年)	櫻井郁二郎、シユルチエ發啼術を紹介す、 高橋正純、英人スウエインの産科要訣を譯す、 渡邊越、獨逸ニーマイルの女科約説を譯す、 山崎元脩、婦人病論を著はす、
明治十二年 (西曆一八七九年)	九月岡山醫學校病院にて、婦人科を獨立せしめ、原田元貞之を擔當し、「フアントーム」演習を開始す、
明治十三年 (西曆一八八〇年)	

明治十四年 (西曆一八八一年)	櫻井郁次郎、婦人科論を編輯す、又紅杏社を設立し産婆養成を始む、 石神享、「オバリオートミー」を施す、
明治十五年 (西曆一八八二年)	文部省は、醫學校通則を甲乙二種に分ち甲種に助産科を加ふ、
明治十六年 (西曆一八八三年)	清水郁太郎、歸朝し、大學教授となり、産科婦人科を擔任す、ベルツ日本婦人體格の特性を論表す、
明治十七年 (西曆一八八四年)	東京大學第一醫院に婦人科を分設し産室を設け、入院を許す、 京都療病院は、四月助産科婦人科を獨立せしめ、武部隆太郎之を擔當す、 清水郁太郎は健全の子宮位置及び其の形狀變化を論ず、緒方正清は日本産科沿革考を公にす、 吉田顯三は、産科學を、石川清忠、長谷川泰は昆氏産科學を譯出す、
明治十八年 (西曆一八八五年)	清水教授卒し、ベルツ之に代る、 四月大森治豊、池田陽一は福岡病院にて帝王截開術を施す、
明治十九年 (西曆一八八六年)	櫻井郁次郎は大學第二醫院にて別課生に産科婦人科講義をなす、
明治二十年 (西曆一八八七年)	京都醫學校武部隆太郎辭任し足立健三郎之に代り猪子止戈之助と婦人科手術を行ふ、 柳順二郎は大學助手となり婦人科統計を公表す、 五月濱田玄達、歸朝し大學教授となり、産科婦人科を擔當す、又大學内に産婆養成所を



明治二十一年 (西曆一八八八年)	設けんことを建議す、櫻井郁次郎は病院を創立す、千葉醫學校は産婦人科を獨立せしめ長尾精一之を擔當す、仙臺醫學校も同じく棟方隆をして擔當せしむ、
明治二十二年 (西曆一八八九年)	佐伯理一郎婦人科按摩術を紹介す、東京大學内に産婆養成所を設立す、愛知病院熊谷幸之輔に代りて堀内篤藏婦人科を擔當す、吉田順三、婦人科病論を著はす、
明治二十三年 (西曆一八九〇年)	日本醫學大會東京に開催せらる、岡山醫學校熊谷省三、育生會を設く、大森池田二氏は多數の統計報告をなす、足立健三郎、濱田玄達、同美政等全子宮剔除術を行ふ、菅之は岡山醫學校内に産婆養成所を設く、下平用彩、吾妻慶治、ハーケ産科鑑要を譯出す、
明治二十四年 (西曆一八九一年)	緒方正清、日本産科史を獨文にて著はす、柳琢藏、大阪醫學校教諭となり、婦人科を擔當す、

明治二十五年 (西曆一八九二年)	六月緒方正清、大阪に助産婦養成所を設立す、河本重次郎、妊娠の網膜に對する疾病を公にす、遠藤外三郎、高阪駒三郎はウインケル産科全書を譯出し、佐藤勤也は實用婦人科學を著述す、緒方正清はシユルチエ及び諸大家の初生兒蘇生術を紹介す、
明治二十六年 (西曆一八九三年)	四月東京に日本産科婦人科學會設立會を開く、柴田耕一、獨逸紙型産科模型を紹介す、
明治二十七年 (西曆一八九四年)	緒方正清、高橋辰五郎はフアイト診斷學を譯出す、長瀬時衡はヒユテルハートの子宮按摩術を紹介す、
明治二十八年 (西曆一八九五年)	富士川游、吳秀三、増田知正は日本産科叢書を出版す、緒方正清、婦人科手術學を著はす、
明治二十九年 (西曆一八九六年)	緒方正清、月刊雜誌助産之葉を發行す、之れ本邦産婆雜誌の始めなり、緒方氏開腹術百回施術を報告し現代に於ける我邦開腹術の進歩とその成績を公にす、
明治三十年 (西曆一八九七年)	木下正中、子宮外妊娠に關する報告を公にす、緒方正清、高橋辰五郎は日本婦人及び勞働婦人の骨盤計測法を公にす、



<p>明治三十一年 (西曆一八九八年)</p>	<p>高橋辰五郎、月刊日本助産婦新報を發行す、 佐伯理一郎、京都産科院を設く、 二川銳男、レオポルド、ツワイフェル産婆教科書を譯出し助産學と題す、 京都帝國大學成る、高山正平、吾妻勝剛講師となる、 五月關西産科婦人科學會設立せられ第一會を大阪に開く、 七月内務省は産婆規則を制定す、九月産婆試験規則、同名簿登録規則發布、 大阪府知事は産婆組合規則を設く、</p>
<p>明治三十二年 (西曆一八九九年)</p>	<p>木下正中、東京大學内に助産婦復習部を置く、 高山尙平、「ベラスツング」療法を行ふ、 柳順二郎、ツワイフェル、レオポルド産婆學を譯出す、 下平用彩、小川勝陳、シユロエデル婦人科病學を、新井古芳はデーデルライン産科手術學を、水原漸、千葉稔次郎は、ルンゲ産科學を各譯出す、</p>
<p>明治三十三年 (西曆一九〇〇年)</p>	<p>濱田玄達、職を辭し、木下正中之に代る、關西産科婦人科學會第二回を京都に開く、 楠田謙藏、レエーライン婦人科的防腐法を、平出謙吉、柴田耕一は「ジュルセン」婦人科準繩を、佐藤勤也は實用産科學を、緒方正清は婦人科臨床軌範を各譯著せり、 小金井良精、大澤岳太郎は日本人及び「アイヌ」の骨盤検査論文を公にす、</p>

<p>明治三十四年 (西曆一九〇一年)</p>	<p>緒方正清、二川銳男は緒方式初生兒假死新蘇生術を公にす、 濱田玄達、佐伯理一郎は普通産婆學を著はす、</p>
<p>明治三十五年 (西曆一九〇二年)</p>	<p>日本婦人科學會を東京に開催す、 緒方正清、初めて婦人科學雜誌を婦人科紀要と改題し、内外諸大家の共著となし之を主幹す、 山出鎌治は婦人病論を著述す、</p>
<p>明治三十六年 (西曆一九〇三年)</p>	<p>楠田謙藏、産科婦人科雜誌を發行す、 中島襄吉、産科學講義を出版す、</p>
<p>明治三十七年 (西曆一九〇四年)</p>	<p>福岡醫科大學成り高山尙平講師に任せらる、 緒方正清、産科院を分設す、 中島襄吉、シエッフエル産科圖譜を譯出す、</p>
<p>明治三十八年 (西曆一九〇五年)</p>	<p>第二回日本婦人科學會を京都に開催す、 木下正中、産婆學講本を著作す、</p>
<p>明治三十九年 (西曆一九〇六年)</p>	<p>京都大學教授吾妻勝剛職を辭す、高山尙平教授に任せらる、 富山石川兩縣下奇病調査の爲木下正中、田代義徳、派遣を命ぜらる、 緒方正清自費を以て同縣下に出張し奇病二十餘名を院内に收容し該病の研究を始む、</p>



<p>明治四十年 (西曆一九〇七年)</p>	<p>東條良太郎、士肥衛は新撰産婆學を著述す、 今淵恒壽、九州大學講師となる、</p>
<p>明治四十一年 (西曆一九〇八年)</p>	<p>諸家有益の論文を中外に公表するもの多し、 緒方正清、富山縣奇病論を公にし、佝僂病及び骨軟化病研究の業績を報告す、 緒方正清、兵庫縣多紀郡篠山地方に於ける佝僂病、骨軟化症を調査す、 木下正中、癌腫に就て詳密なる統計報告を公にす、</p>
<p>明治四十二年 (西曆一九〇九年)</p>	<p>新潟縣知事は産婆奨勵の訓示を出す、 高橋辰五郎は産婆保護法を唱ふ、 緒方十右衛門は婦人科診断及び治療學を出版す、</p>
<p>明治四十三年 (西曆一九一〇年)</p>	<p>磐瀬雄一は、子宮粘膜炎の變化に付て論文を公にす、 大槻滿次郎は子宮筋纖維の發育其の他の論文を公にす、</p>
<p>明治四十四年 (西曆一九一一年)</p>	<p>内務省令にて助産婦講習を東京大學内に開催せり、 水口耕治は、腰髓麻酔百八十五回の報告をなす、 緒方正清は、ドレーズデン開催せし、立助産婦學會の囑托により産婆制度論を公にす、 緒方正清、佝僂病及び骨軟化病の本態を公にす、</p>

<p>明治四十五年 (西曆一九一二年)</p>	<p>内務省は産婆指定學校規則を發布す、 木下正中、富山新潟二縣へ出張し佝僂病及び骨軟化病を調査す、 緒方正清「新マルザス論」を紹介し人工避妊術の實驗を公にす、</p>
-----------------------------	--




日本婦人科學史 目次

**第一篇 太古** . . . . . 一

第一章 婚娶 . . . . . 一

第二章 産屋 . . . . . 四

第三章 生兒命名 . . . . . 七

第四章 産事と禁厭並に醫藥 . . . . . 一〇

  第一 竹刀斷臍 . . . . . 一〇

  第二 産事雜説 . . . . . 一四

**第二篇 上古** . . . . . 一九

第六章 神事と産事、鎮懷石 . . . . . 一九

第七章 出産と習俗 . . . . . 二四

第八章 佛教と出産 . . . . . 二八



第九章	儒教と産事	三二
第十章	支那醫術の渡來	三三

**第參篇 中古**……………三六

第十一章	律令の制定	三六
第十二章	女醫博士の設置と外國の醫書	三九
第十三章	拾兒と救兒院	四四
第十四章	悲田院と産兒	四六
第十五章	禁厭と祈禱	四九
第十六章	鎮帶の起源	五五
第十七章	産婆と産殿	九三
第十八章	女科醫	九八
第十九章	産科及婦人科醫	一〇五

**第四篇 近古**……………一〇五

第二十章	出産の儀式	一一五
第二十一章	出産の古俗	一二一
第二十二章	出産及び育兒と禁厭	一四〇
第二十三章	醫說と俗習	一四九

**第五篇 近世**……………一六〇

第二十四章	中條流産科	一六〇
第二十五章	賀川流産科	一七一
第一項	探領器使用法	一九七
第二項	纏頭絹用法	二〇一
第三項	整横紐用法	二〇四
第四項	鈎胞器使用法	二〇九
第二十六章	蛭田流産科	二五三
第二十七章	女科醫	二五八



第二十八章 女科書と産科器具……………三五〇

第二十九章 産科婦人科の發達と翻譯書……………三七一

第六篇 近代史……………三八〇

第三十章 産科婦人科に於ける諸種の發達(其の一)……………三八〇

第三十一章 産科婦人科に於ける諸種の發達(其の二)……………三九五

日本婦人科學史 目次終

日本婦人科學史

醫學博士 緒方正清著

第一篇 太古

第一章 婚娶

人類生成の道婚娶に始まる、婚娶行はれて後生産あり。然るに、海外諸邦。多くは其の原始時代に於ける、野蠻暴戾の俗あり。獨、本邦は然らず、固太古の史實遼漠なりと雖、古史の載する所、典雅優麗にして、所謂男女有別の教に合ひたるを見るなり。

伊邪那岐、伊邪那美の二神、相盟ひて天の御柱を廻らんとするや、



女神先づ言ふ所あり、男神之を遮りて曰く、之不祥なりと、更に男神言ふ所ありて、女神之に和し、始めて芝蘭の契を爲せりと云ふ。之、漢土の夫唱婦隨と云へる所に符合せるものならずや。

二神の子素盞鳴尊、勇武絶倫なり。出雲國簸河上に到りて、足名稚夫妻の爲に、八頭巨蛇を殺し、其の女稻田姫を救ひ、足名稚夫妻の請を容れて、姫を娶りき。之外邦の奪取的婚娶と、日を同じくして語るべけんや。尊の子大國主命、沈勇にして宏量あり。諸兄の暴虐を忍び、貞淑なる八上媛と婚し、或は天稚彦命は、下照姫と伉儷を誓ひ、又は大山祇神の娘木花咲耶姫は父の許を得て、彦火々瓊々杵尊の妃となり、火遠里命は、海神の女豊玉姫を娶り、孰れも相思の情を以て、琴瑟和合の交を結ぶ。毫も男性の威壓と、暴力とを以て、女性を囚へたるの跡を見ず。之、豈に國情の美ならずとせんや。

抑、我國は一大家族制たり。太古已に此の制を創め、臣隸に女子

を賜ふの制、亦太古に其の範あり。そは大國主父子の命、皇孫の諭を諾し、國土を擧げて奉るや、天の高市に會議し、委さに授受の式を行ひ、依りて高皇産靈神の三女三穗津姫を賜ひぬ。之後世臣隸に女子を賜ふの嚆矢たるべし。又、子の爲に保姆を迎ふるの範、亦太古にあり。始、火遠里命豊玉姫と婚し、姫は婉産に際し、堅く、其の様を見ざらんことを請ひき。命、怪疑の情に堪へず、戸隙より之を窺ふ、姫愧ぢて父の家に戻り、其の妹玉依姫を送りて、御子の扶養をなさしむ。之史實の顯著なるものならずや。

要するに、我國女性の貞淑優美にして、然も婚娶の俗、想思の間に成立し、而して尙多くは雙親の許否によりて決行せられ、彼の外邦の奪掠、又は賣買の如き惡習汚俗ならざるを、證して明らかなりと謂ふを得べし。



第二章 産屋

諸冊の二神、諸神を生むに際し、淡路の島を以て胞とすと云ふ。  
 之、産屋の謂ならずや。古事記に、伊邪那美尊が、美しき我が夫の  
 尊、斯く千引の大岩にて道を遮らば、國の人草一日に千人を絞殺さ  
 んと云ふ、よりて伊邪那岐尊は、汝然なさば、吾一日に千五百の産  
 屋を立てん、然らば、一日に必ず千人死すとも、必ず千五百人生れ  
 んと云ふとあり。  
 又、豊玉姫は産に際し、彦火々出見尊に向ひ、妾已に妊めり、  
 今將に産せんとす。念ふに天孫の子、海原に生む可からずと。依り  
 て海神の宮を出で、海邊の波限に産屋を作らしめ、鶴の羽を以て屋  
 根を葺かしむ、未だ終らざるに、産氣頻りに生じて忍ぶ能はず、直  
 に産殿に入りて坐し、尊に向ひ言らく、凡そ他國の人、産時に臨め

ば、其の本國の形を以て産出を爲す、故に妾は、今本身を以て産を  
 爲さん、願くは必ず妾を見ること勿れと。尊其の言を聞きて、怪訝  
 に堪へず、竊かに其の方さに産するの情を伺へば、八尋の鰐と化し  
 て匍匐委陀たり。驚畏措く能はず、身を以て遁走す。已にして姫、  
 其の醜態を知られたるを覺り、羞耻爲す所を知らず、生子を置きて  
 宮に歸らんとす。歸るに望み、又言ふ、妾恒に海道より往來す、今  
 また、其の歸る形を見れば更に驚く所なるべし。尊益々之を奇とした  
 りと云ふ。

思ふに、分娩は常住の家屋に於て爲すべからず、否貴人の胤を懐  
 胎し、之を常住坐臥の場に生下するは、不敬の甚しきものなりとの  
 意にて、豊玉姫は、産屋を作りて、皇子を産せしならんか。新に産  
 室を設けて産を爲せるは、後世亦分娩を重んじたるの意より出で  
 し者多きが如し。印度の如き熱帯地方は、分娩に近づける妊婦を遠



く林中の假小屋に移し、産後數週日に至るまで、隔離することありとぞ。之、或は迷信の所爲ならざるか。交趾の如きは、竹もて造れる産室に移し、火にて煖むるの風習あり。而して産後は、之を燒棄すると云へり。

本邦、最も清淨を尙ぶの風あり。産室を造るは主として汚膩を忌むより起れるにて、一面には、古代夫人は別居するの制ありて、男統を尊び、婉産は夫人の生家に於て之を爲すが故に、舅姑は其の婿夫を尊敬し、往々産殿を新築し、或は一定の村家里落に轉地せしめて婉産せしめたるもの、如し。

彼の公家の夫人が、壬生村三條村などに轉地したるが如きは、蓋し其の實例なるべし。況んや、佛法の感化により、之を汚穢不淨視したるの結果、産室の如きも、今尙、往々居室以外に設くるが如き地方あるに於てをや。

### 第三章 生兒命名

本邦命名の事、漢字の渡來によりて、佳字を撰ぶの風となり、所謂好尙的とはなりぬ。

其の太古に於ける、多くは自己稱にあらすして、他人稱なりしもの如し。

豊玉姫の御子を産みたまふや、天孫就て問ふて曰く、兒の名如何に稱すべきかと、姫答へて曰く、彦波瀲武鞆草葺不合尊と。其の故は、産屋を海濱に造り、鞆の羽もて之を葺かんとするに、未だ終らずして、生下するを以てなりと云ふ。後世に至り、外祖父、即ち母方の祖父を名付親と定むるの風、全く茲に基因するならんか。

然り、此の如く、現情によりて命名するは、自然の法にして、太古の命名、主として此の現情的命名に外ならず。其の現情より命名



するもの五あり、一は住所よりするもの、二は動作よりするもの、三は勇武、又は美貌よりするもの、甲は男性にして、乙は女性なり、四は單に性癖、又は身體の特異よりするもの、五は動植物の名よりするもの等なり。

試に、其の實例を擧げん。住所より命名されたるものは、八上姫、稻田姫、黄泉津醜女、海之神、奥津彦、等の如し。次に動作より命名されたるは、手名稚、足名稚、哭女、手力雄命、等の如く、手名稚は、其の長き手もて、常に乳頭を摩でたるにより、足名稚、亦長き足もて、乳頭を摩づるの癖ありしによるなり。

勇武、又は美貌より命名されたるものは、甲は事勝國勝命、武妻槌命、八子矛神、大己貴命、大國主命、事代主命等あり。乙は男性にては、天稚彦尊、味耜高彥根命などあれど、多くは、木花咲耶姫、豐玉姫、玉依姫、下照姫、手白香姫、高照光姫等の如く女性なり。單に性狀、又は、容貌より命名されたるものは最も多く、五十建命、建多乎利神、日本武尊の如く容貌よりせる

ものは、甘眞手命、長髓彦、建類赤命、武齒頰尊、白髮皇子、瑞齒別皇子、細目神、天目一命、活目入彦、八釣白彦、阪合黒彦、葛城高彥、溝槌耳命、白媛、黒姫、髮長姫、年魚目眼妙姫の類なり。又動物或は植物の名を以てせるものは、年魚眼姫、觀松彦香殖稻尊、嚴稻魂女、椎根津彦、八咫鳥、媛田彦、媛女神、黒貝姫、菟狹姫、稻飯尊、鮪皇女、小熊姫、草香皇女、蕨姫、中帯姫、菟野皇女、雌鳥皇女、大鷦鷯尊、果は、大伴眞鳥、犬石丸、鮪、蝦夷、入鹿の類枚舉に違あらず。

かくて、尙世襲的の命名は起りぬ。系統上よりするもの、職務上よりするもの、住所その他よりするもの等にして、道祖、久米、大伴、石持、玉造の如く、或は、長幼、父子の關係を明にする爲、大彦命、稚彦命、大碓皇子、小碓皇子、兄猾、弟猾、大兄、少兄等の別を爲したるものあり。之を要するに、漢字渡來以前に於ける命名法は、現情的命名法と、世襲的命名法との二者に依れるものにして後世の童名、成名、老名



などの如き好尙あらずして、嬰兒に命名したるものを終世改めざるものや、蓋し多かりしならん。

### 第四章 産事と禁厭並に醫藥

#### 第一 竹刀斷臍

太古に於ける産事は既に前に述べたり。今少しく、補遺する所あるべし。

大己貴命、國土を経營して、出雲國御大御崎に到り當さに飲食せんとするや、忽ち海上に人聲あり、驚きて之を求むるに人なし。時に浪の穂の渺けき際より、天羅摩船に乗り、一小男子の來れるあり。身には鶴鶴の羽衣を著け、潮に従ひて、命の所に上陸す。命其の小なるを侮り。掌中に翫びしかば、則ち躍りて命の頬を噛む、驚きて地に委し、其の名を問ふに答へず。之を諸神に問ふに、咸な知らず

と云ふ。獨、多邇具久曰く、此は久延彦に問はれよ、必ず知らん。即ち久延彦を召す、答へて曰く、之、神皇産靈神の御子、少彦名命なり。吾、曾て天つ神に謁するの日、神皇産靈神の曰く、我が産む所の兒、一千五百あり、中に一兒凶惡にして、教養に順はず、指間を脱して行く所を知らず、彼、今や葦原色男神と兄弟の約を結ぶべし。抑、この久延彦は、足行かずと雖、天下の事悉く之を知る、所謂天眼通なりき。少彦名命、之に於てか、終に其の名を告ぐ。大己貴命、亦久延彦の言を聞き、喜びて戮力一心、大に天下を経營せんことを誓ひ、之よりして蒼生、並に畜類産物の爲に、其の療病の方を定め、蕃殖の術を圖る。又、鳥獸昆蟲の災異を攘はん爲、禁厭の法を定めしかば、爾後百姓、咸な其の恩賴を蒙ると云ふ。二神かくて、産事の方をも研究し、醫藥の術をも練習しけん、合議の後、少彦名神は熊野崎に至り、舟に乗りて韓土に渡り、其の術



を得て還れりとぞ。想ふに、太古に於ける禁厭と醫療の事此の一節を以て嚆矢とすべきか。

大己貴命の兄を八十神と云ふ。因幡國の美姫八上媛を娶らんとし、弟を従へて屢之に赴く。一日氣多岬を過ぐ、裸兔地に伏せるあり。八十神兔を欺きて曰く、汝早く海水に浴し、彼の丘に上りて風に乾かすべし、然らば傷痍直に治せんと、兔其の言の如くなすに、潮水乾燥するに從ひ、身皮折る、が如く、痛苦堪ふ可らず、號泣して其の苦を訴ふ。偶、大己貴命兄の爲に、大なる袋を負ひ後れて此所に來れり。只見る、裸兔將さに死せんとする狀なるを、就て之を聞き、兄の所爲たるを知り、且つ曰く、汝罽の族を偽りし故、今又欺かれ、再び危禍に遭ふ、之汝に出でて汝に販るの謂ひなり、汝宜しく將來を慎み、誓つて欺罔する事なくんば、吾今汝を救はんと云ふ。兔叩頭して之を謝す。命因りて兔に誨へて曰く、汝此の川上の泉に

到り、水もて全身を洗ひ、然る後水源の地に行き、蒲黄を取りて其の上塗抹せよ、必ず癒えんと。兔其の言の如くにして、全く治癒せり也、之、太古に於ける醫療を記せる一節ならずや。  
皇祖産火々瓊々杵尊、日向國贈於郡高千穂の榊觸の峯に降り座て、後薩摩國吾田郡竹屋村に移りて、土人竹屋守の女を召し、其の腹に二皇子をまうけたまひしが、其の所の竹を刀に作り、臍の緒を切りたまふ。今も竹林ありとぞ。古史に青比衣とあるもの之なり。其の用ひ終りし竹刀を棄つるの地、竹林をなすと古史に見ゆるも、鹿兒島藩名勝考に、竹が尾と呼ぶ山岡の頂上に、竹屋大明神の宮址ありと。地理纂考には、頂上より西北の方百間許の處に竹林ありて凡そ二畦許なり、土人神代竹、又はへらたけ山と呼ぶ。皇子の臍帯を截りし竹刀を棄てしもの、繁茂して林をなすとは面白き所傳なり。鹿葦津姫の事蹟。尙他にあらむも、今爰に之を略す。後世竹刀を以て



臍帯を載るの起源として、吾人は之を記憶せんことを欲するのみ。出案するに、銳利の刃物にて切る時は、出血甚しきも之に鈍刀を用ふ鈍刀を以て採切する時は、破片などを用地、今の尙磁器の

若し夫れ、禁厭の事を記さば、幾多の奇蹟と、神秘的なる事蹟の畢竟禁厭的意味を含めるもの尙多からん。

第五章 産事雜説

彦火々瓊々杵尊、吾田の笠狭の崎にて、大山祇神の美女、木花咲耶姫と會し、終に其の家に到る。後幾ばくもなく、之を妃とす。妃終に妊し、曰く妾妊めり、今産時に臨む、是天神の御子、私に産む可らずと。尊曰く、汝一夜にして妊す、想ふに我子に非ずして、必ず國つ神の子ならん。姫怨み憤りて曰く、妾が妊める子、若國つ神の子ならば、必ず産む時に不幸あらん。又天つ神の子ならば、之

に反して幸あらんと。戸無の八尋殿を造り、其の内に入り、土を以て塗塞し、方に産まんとするに際し、火を其の殿屋に放つ。其の火盛なる時、生るゝ所の御子火照命と云ひ、火力稍々闌なるの時、生るゝ御子を火須世里命と稱し、火勢衰へて、生るゝの御子を火遠里命と稱す。之、彦火々出見尊なり。正に之、品胎ならずや。又、産屋を焼棄せし實例として、高趾支那に於て、産屋を焼き捨つるの俗と、同じきは奇と云ふべし。薩摩の屋久、徳、大島など諸嶋の俗、出産の家、必ず晝夜を分たず、薪を集めて火を焼くを以て、産後養生の方なりと信せりとぞ。又、饒速日尊、河内國に下り、長髓彦の妹御炊屋姫を娶り妃と爲し、妃妊みて未だ産せざるの時、尊、妃に曰く、汝妊胎する所有り、若男子ならば、味間見命と名づけよ、若女子ならば、色麻彌命と號けん。既にして産まるゝ子男なりしかば、味間見命と名づけたり。之、産前名を撰ぶの範となすべきか。



品胎の事、前に記せり、双胎の事、後に大碓、小碓の二皇子あれど、太古に於いて双胎の記事あるもの、諸冊二尊兩兄の島を生むとあるのみなり。即ち、天の兩屋と命名されしものなりき。嬰兒を保育する乳母も、亦太古にあり。即ち、ちをも(乳母)ゆをも(湯母)いひかみ(飯咽)ゆゑ(湯坐)等の名ありき。そは豊玉姫の海神の宮に歸るや、妹玉依姫をして、皇子を保育せしむ。天孫婦人を取つて、乳母、湯母、及び飯咽、湯坐と爲し、凡そ諸の神部備へ行ひ、以て奉養すとあり。又、時に權に他婦を用ひて、乳を以て皇子を養ふ、之、世に乳母を雇ひ、兒をひたすの縁なりと云へり。ひたすは日足の意にして、日本紀に子養の字を用ひ、私記に曰く、凡人の子初めて生るゝの時、日數最も少なくて、漸々成長し、日數最も足る、故に其の子を養育するを以て、日足すと謂ふ云々、妥當の説なるべし。又、湯坐はゆゑひととも訓せり。

太古智能の神あり、事勝國勝命と云ふ。又の名を鹽土翁と稱し、以て學祖の神となす。大己貴、少彦名の二神、醫藥の祖神たると同時に、此の學祖の神、久延彦の事々知らざる所なく、諸神渴仰の焦點たりしもの如し。されば、事勝國勝の長狭は伊弉諾尊の子として、太古の尊き神なるが上に、天孫吾田の笠狭崎に到りし時、直に迎へて治國の道を獻策し、宮居を建て、補弼の任を盡したるの功臣たり。

太古禁厭の中、爰に記すべき事あり。皇祖天神詔して、天璽、并に瑞寶、十種を天孫に授く、所謂奥つ鏡、邊つ鏡、八握の劍、生玉、死反玉、足玉、道反玉、蛇の比禮、蜂の比禮、品物比禮、之なり。若し痛む處あらば、この十種の寶をして、一二三四五六七八九十と謂ひて、布瑠部、由良々々止布留部、かくなさば、死れるも反り生けん、これ所謂布瑠の言の本なり。又、幸魂、奇魂の事あり、さ



きはひたまへ、はらひたまへの言事の起る所、共に後世神道家の禁厭詞なりとす。

第貳篇 上古

(神武帝より皇極帝迄)

第六章 神事と産事、鎮懷石

太古已に、鹿の肩骨を抜き、朱樺の木を焼きて卜筮の占ありき。崇神天皇の世夢占あり、即ち夢合せなり。想ふに、生兒の男女を知るに應用せられしならんか。此の天皇の世、神祇を崇敬して、天神地祇の別を立て、殊に神器を宮闕に同祀することを廢し、別に齋祀して、皇女を以つて、之が任に當らしめたまひぬ。於之、神社祭祀の典起り。生産を神に告ぐるの儀も始まりしならむ。垂仁天皇の皇子譽津別命生れたまふや。天皇之を鐘愛せらるゝこと深く、然も啞にして言語不明、壯年に及ぶも尙、啼泣すること嬰兒の如くなりし。一日鳴鶴空を過ぐ、命仰ぎ視て、左右に向ひ、彼は何の鳥なるかと。天皇大に喜び、勅して之を捕へしむ。天湯河板



舉、之を山陰道に獲て獻つる。鳥取部の祖これなり。されば、後世、すべて記念すべき事あれば、姓を賜ひ、又生兒の爲などに、部田を設けたまふの制となりぬ。

景行天皇の皇后を、播磨稻日太郎姫といふ。播磨國加古郡大野宮に在り。天皇屢行幸せらる。懷妊せられ、二皇子を生みたまふ。これ、史に見る所の双胎なり。皇后媿産に臨み、苦惱甚し、神に祈り、石確を擁して、終に生下したまふ。長を大確命と命じ、次を小確命と命せらる。小確尊は、即ち日本武尊なり。

天皇、又美濃國に幸し、八坂入彦皇子の女、弟媛の美を聞き、其の第に臨む。媛車駕の來るを見て、竹林に隠る。天皇泳宮に居て、鯉を池に放ちて遊ぶ。媛之を見んと欲し密に行き、天皇知りて之を召す。媛おもへらく、夫婦の道は古今の通則にして、相思に成る、吾は然らずと。即ち曰く、妾性來交接の道を欲せず、今皇命の威き

に勝へず、よし宮庭に召さる、も、不快限りなからん、唯、妾が妹八坂入姫は、容姿美麗にして、心亦貞潔なり、希くは後宮に納れたまへと。天皇喜び、入れて妃とし、七男七女の皇子を生む。これ、多産の例ならずや。殊に天皇は、異腹なれど、男女八十一の皇子あり。乃ち皇子五十五にして、皇女二十六なりしとぞ。

仲哀天皇の皇后、息長足姫妊胎せらるゝや、天皇神託により、皇子生れなば、必ず寶の國を得んとしたまへり。已にして、皇后新羅を征せんとし、筑紫に到り、石を腰に挿み、神に祈りて曰く、凱旋の日此の土に媿せしめよと。果して凱旋の日、皇子を其の所に於いて生みたまへり。時人其の産處を名づけて宇彌と云ひき。今の宇佐附近なり。所謂鎮懐石てふ故事は、皇后の神占

に始まれるなり。皇子蚊田に生れ、異相ありき、そは出産せらるゝや、穴肉の狀、恰も鞆の如きもの、腕上に生せり。母后、悦びて、



之柄を負ひたまへるにて、雄武に肖えたまふなりとのたまひしとぞ。

按ずるに鎮懐石の事、萬葉集に見え、平敷の轉なるべしと和訓栞にもいへり。肥前國彼木郡平岡より出づるもの、石面赤色を帯ぶとぞ。皇后征韓に當り、御身に着けたまふとの所傳あり。鎮懐石の事、釋日本紀に解して曰く、筑紫風土記に曰く、凱旋の日、幸渭野に到り、太子誕生す。此の因縁によりて幸渭野といふ。俗間婦人、忽然として娠動するや、裾腰石を挿さむ、厭して時を延びしむ。蓋し此に由るかとあり。又書記通證には、婦人胎動に際し、裾腰に石を挿さむの厭法は、筑紫風土記に之を載せたり、皆之古の遺風也。貝原氏曰く、今民俗野老野嫗の口傳する所の方法、效驗有りて、彼の刊書に出ざるもの甚多し、恐らくは、之上古二神の定むる所なるも亦知るべからず云々。皇后の分娩、恐らく月餘の後れたるものあらん。又肥前風土記にも、船帆郷は、景行天皇巡狩の時、諸氏人等落葉船を造り、帆をあけて三根川津に至り、天皇に供奉す。因りて船帆郷といふ。又御船の沈石四顆、その邊に存す。此の中一顆は、高さ六尺徑五尺、一顆は高さ四尺徑五尺、子無きの婦女、此の二石に就いて、恭しく禱祈せば、必ず妊産することを得。一顆は高さ四尺徑五尺、一顆は高さ三尺徑四尺、亢旱の時、此の二石に就いて、雲並

祈る者、必ず雨を得る云々とあり。石の産事に關する、一種の禁厭法として、此の年代に於ける最も著明なる事跡たるべし。

應神天皇の御子大鷦鷯尊、容貌端麗にして、仁慈の心深し、即ち

仁德天皇なり。その生れたまふ時、木苑あり、産殿に入る。明旦、

父天皇武内宿禰を召して曰く、之何の瑞ぞやと。大臣對て言ふ、吉

祥なり。臣が妻、亦昨日子を産み、鷦鷯來りて産屋に入れりと。天

皇曰く、朕が子、大臣の子と日を同じくして産れ、共に奇瑞あり、

是天表ならん。今其の鳥の名を交換して、生兒に命名すべしとて、

皇子を大鷦鷯と命じ、大臣の子を木苑と命じき。これ平群の木苑宿

禰なり。

反正天皇は、多治比瑞齒別尊と申しき。天皇初め淡路宮に生れた

まひ、御齒一骨の如く、容姿殊に秀麗なりき。生下の時、瑞井の水

を汲みて皇子を浴せんとす。會々多遲の花、散りて井中に落つ、因



りて多遲比瑞齒別と命名せられき。多遲は、今いふ所の虎杖と稱する植物なり。瑞井の址、淡路國三原郡榎並村の邊にあり。想ふに、之生兒に産湯を爲すの嚆矢なるべし。

雄略天皇の生れたまふや、神光赫灼として、その産殿に満てりとぞ。又、清寧天皇は、白髮武廣國押稚日本根子尊と稱し、生れながらにして、白髮にましくき。之奇相ならずとせんや。此の年間に於ける史實として、文献の徴すべきもの、以上に外ならざるべきか。

### 第七章 出産と習俗

紀元元年より、千三百年に到るその前半は、儒佛二教の渡來せるにあらず、民衆の俗、なべて太古の遺風に之則り、病災は、一にこれ神譴の爲す所とし、神和めの式を行ひ、或は禁厭、又は夢占によりて、之を治したりき。

されど、出産を以つて不淨とし、罪惡とし、疾病としたるにあらず。清淨を尙ぶの俗と云へども、娩産を神に告げ、その生るゝや、賽詣をなして、之を謝したること疑なけむ。

その病を神譴と爲すの俗は、流行病を治するに、祭祀を以てしたり。即ち、疫病神を祭るが如く、旅行するに及びても、道祖の神を祭り、諸國疫癘の行はるゝや、大祓を爲し、遂に年次六月、十二月の二季に、必ず御祓を爲すの俗となりぬ。

後世の疱瘡神、若くは産の神など、威な祭神の古俗に外ならず。醫治の精、藥物の驗、未だ發見せられざる時代に於ける、上下民衆の行爲としては、毫も咎むべきにあらざるなり。然るに出産を以つて、疾病に非ずと思惟したるにも拘はらず、何れの邦にありても、其の太古の醫術は、外科的技術にして、産科に起原したるもの如く、已に説けるが如く、産時に産屋を建て、産し終れば火を以て焼



棄したる等、助産の方として見るべきにあらずや。されば、已に助産の方あり、獨り産婆なきの理あらむや、必ずや、其の侍女にまれ、姉妹にまれ、これを介助し、これを扶養したるものありしや必然なりとす。

然も、太古水治の法ありしこと、出雲風土記にいへる如く、大穴持命の子、阿遲相高彦命、八握髮生ふるまで、晝夜號泣して止まず。時に、その津に水噴出し、御身を沐浴す云々とあれば、身體の汚膩は、疾病の因たるを知り、穢除してその病を治せしなり。瑞齒別命の生るゝや、瑞井の水を以て之を洗ふ。即ち産湯にして、時季は多運、即ち虎杖の花咲く頃なれば、正に六月頃なるべきにより、冷水を以て、洗ひしものならん。此の年代の末、即ち紀元千三百年に及びては、舒明天皇、屢々有馬道後等の温泉に行幸せられしを見ても、一般民衆の温泉療法を執りしこと著しかるべく、太古已に、温泉に

て病を治したる事、伊豫風土記にも見えたり。殊に、この温泉は佛法渡來後の發見多く、有馬の如きは神代より湧出すといへど、熊野權現、藥師如來說ありて、光明皇后の事跡さへあれば、抹香臭きこと言ふまでもなからん。その佛法渡來後の發見多しと、爰に主張するの理由は、本邦より支那へ留學せし僧侶が、見聞して歸朝したると、一は僧侶は山野を披渉して、寺陣を建造せんと企て、偶然温泉を發見し、かつて己の見聞したる上より、之を知得し、直に取つて佛の功德とし、布教の方便に利用したるものなり。見よ、我邦到處の温泉につきて、その起原を尋ねなば、必ず藥師如來の緣起なきもの、蓋し尠なかるべし。

されば、太古より湧出せるものと雖、後には佛法方面の領域に羅致せられて、民衆は佛法歸依の心より、沐浴したるもの多かりしなるべし。従つて、治病上の効力も速なりしらむ。然れども、佛法の



國民全般に浸込みしは、奈良朝にあらずして、平安朝なれば、未だ紀元千三百年前後に於ては、専ら太古の遺風に依りたること疑ひなく、出産の如きは、佛法的の感化、未だ及ばざりしなるべし。

### 第八章 佛教と出産

佛教の我邦に渡來せしは、欽明天皇の十三年壬申十月にして、紀元千二百十二年なり。百濟の聖明王、使を遣して、佛像、佛具、經論を獻じき。天皇、群臣に諮るに、之を祀拜すべきや否やを以てす。物部尾輿、中臣鎌子の二人、奏して曰く、我邦昔より、天神地祇を崇祀す、今蕃神を祀らば、國神の禮を受けんと。これ、上古神禮を恐れたるの證ならずや。天皇、依りて、之を大臣蘇我稻目に附與し、試に禮拜せしめたまふ。稻目、悦びて、之を小墾田の第に安置し、又向原の別邸を寺とし、向原寺と稱して之に祀る。既にして、

疫癘諸國に流行し、死者無數なりしかば、これ國神の禮なりとて、寺を焼き、佛像を大和白檀村なる難波の堀江に投棄せしこと、人の知る處なり。馬子、父の旨を受け、厩戸皇子と結托し、佛法の流布に努むるや、益々その尊信を高め、繼體天皇の朝に於いて、韓土神として排斥したる佛法は、大に力を得て、國民僧尼となるもの多きに到れり。推古天皇の朝、馬子病の爲に、一時に千人の僧尼を造り、次第に増加して、僧八百十六人、尼五百六十九人の多きに達せり。この尼なるもの、女子婉産に對し、佛教的の惡感化を與へたるものにして、經文中の句を用ひて、婦女を恐れしめたる事、蓋し鮮少ならざりしなり。

佛法は、そのいふ所、因果應報、地獄極樂の説を主とし、婦女子の如き心性に適し、漸次勃興せしかば、人情風俗に影響する所、頗る甚大なるが上に、飲食物の上にも、肉食を禁ずるが爲に、太古の



疾病を治し、その因由を神謎とのみ説明することを許さずして、一段の變動を與へたり。

されば、古來さまでに不淨視せざりし、婦人の經行を最汚惡視し、婉産を以つて、消極的に罪科とし、婦女を輕んじ、これを翫弄するの風を生ずるに到れり。殊に、その反面に於いて、生産を佛の教義に利用したり。それを如何にといふに、彼の再生の説よりして、女人の腹を借りて、諸佛が、此の土に再來するとの謂なり。見よ、偉人名士は、必ず何佛の權化なり、何神の垂跡なりといふにあらずや。これ、教義と實際との撞着する所にして、然も民衆上下を通じて、寧ろ之を信用したるもの如く、一面再來を生むの母も、亦佛神の權化と稱へらるゝに到り、所謂罪科の權化たる女人も、佛徒として、佛の權化となるなり。矛盾の甚しきものと謂つべきかな。

### 第九章 儒教と産事

我邦儒教の渡來は、紀元九百四十四年、即ち應神天皇の朝にして、百濟より阿直岐來りて、良馬を獻せり、この阿直岐、能く經典に通じたりしが、翌年、又百濟より王仁といへる博士來りて、論語、及び千字文を獻じたりき。皇子菟道稚郎子、就きて之を學び、紀元九百五十七年、即ち十三年後の丁巳の年、高麗の使臣が上れる表文の不禮を叱責し、之を却けたまふまでに上達せられき。

抑、我邦は神代已に文字ありとの説あれど、今この漢字の渡來によりて、上下これを使用すること、なり、従つて聖經賢傳の、我邦固有の彝倫の教と合一せる、所謂五倫五常の教に融和し、女子は、専ら貞淑溫雅を以つて、之が範とし、忍容耐怨、これ婦女子たるものと徳操とせしかば、婉産は固より、婦人天性の任務と自覺し、婉



出の苦痛も、亦當然の忍容耐恕と心得、かつて苦楚を訴ふるが如き者なかりき。

殊に、すがくしきてふ、祭神の上にも、太古に變らず、儒教の感化によりて、婦人が産事に於いて、苛酷の待遇を受くることはなかりき。

儒教は、固勸善懲惡の點に於いて、佛教と一致する所ありと雖、過去未來を説かず、鬼神を敬ひ、祖先を祭ることを旨とせるを以て、その渡來後に於いて、本邦固有の報本反始の教に撞着することなく、却りてこの意義を助長し、一層鞏固ならしむるの利ありしを以て、その發達も遅々として、佛法の比にあらざりき。然も、却りて士道は勿論、婦女子の徳操をして、牢固拔くべからず、所謂匹婦の志も奪ふべからざるに到らしめたり。

故に、本邦の婦女子は、娩産の苦を忍び、之に臨みて、比較的勇

氣ありて、恐るゝ所なかりしものなり。これ儒教渡來後に於いて、馴致扶養されたるの功ならずとせんや。

### 第十章 支那醫術の渡來

崇神天皇の御代は所謂神人有別の世の始なり、又海外と交通せし始なり。そは、我紀元五百七十四年に漂着せし高麗人ありしと、その六十五年、即ち紀元六百二十八年に任那より來朝せしとにあり。爾來朝鮮の諸國は、頻年入貢し、遂に我文化を助けしこと、前章説く所の如く、應神天皇の世に於ける支那文字の輸入と、允恭天皇の三年に於ける、初めて醫を新羅に聘したると、欽明天皇の十三年に、佛敎の渡來したると共に、醫、卜、曆、算等の博士來り、韓醫方の傳布を大ならしめたる事なり。

勿論、我邦神代に於いて、高麗半島との往復は史上見る所にして、



支那は周の世に於いて、始めて交通し、神功皇后の征韓は文藝智巧の海外より入り來れる端緒にして、孝靈天皇の朝、秦の徐福は、仙薬を求むると稱し、來り化して、百工技藝の外に醫師をも伴ひき。されど、前に記す如く、允恭天皇の朝、即ち三年秋、新羅王が金波鎮漢紀武を、調貢大使として來貢せしむるや、此の使臣、頗る醫方に精しく、天皇の疾を治して効ありしかば、之を厚く賞して、國に歸らしめたまひき。

雄略天皇の朝、良醫を百濟に徵せられ、高麗の醫師德來を招く、到りて難波に居り、子孫世々醫を業とし、難波薬師の名あり。欽明天皇の十四年六月、醫博士、曆博士、易博士等を百濟に徵し、遞次に來朝せしめ、併せて藥物をも召されき。翌年春正月、醫博士王有陵陀、探薬師藩量豊、丁有陀を貢す。允恭天皇の招醫より二百年後、此の如く、韓醫方の渡來ありて、斯術の發展を見るに到れり。

佛教渡來後七十年にして、唐醫方の入り來れるあり、そは、推古天皇の十六年九月、薬師惠日、倭漢直福因等を唐へ遣し、醫術を學ばしめたるなり。後十五年にして歸朝し、唐との交通を主張す。是より先、欽明天皇の朝、吳人知聰の薬書、及び明堂圖などの醫書を將來せしも、唐醫方の興りしは、惠日、福因等が留學生として、彼國に渡り、其の術を學習して、歸りし時に始まる。當時、隋亡びて、唐興り、病源候論、千金方の如き大著述ありき。

太古の迷信的醫術は漸く哲學的醫術に變化するの機運とはなれり。産科婦人科の方術に於いても、一段の變化を見しや疑なし。



第三篇 中古 (皇極帝より後鳥羽帝迄)

第十一章 律令の制

紀元千三百六十三年、即ち文武天皇の大寶二年、律令の制定せらるるや、専ら唐の制に則り、典藥寮を置き、頭、助、及び諸博士を設けたり。されど、未だ婦人科として、獨立したるものなかりしも、女醫の職はありき。

令義解に、後宮職員令の部に、左の職あり。尙藥一人、醫藥の事を供奉するを掌る、典藥二人、掌る事尙藥に同じ、女孺四人云々とあり。

尙藥は、男子に於ける典藥と同地位にして、女醫の最高位なり。次に、二人の典藥は、尙藥を助け、更に又、四人の助手、即ち女孺を置かれたるなりき。

又職員令の中に、女醫といへるあれど、現今の女醫と異なれり。

醫疾令に、女醫は官戸の婢、年十五以上二十五以下、性識慧了なる者三十人を取りて、別處に安置し、教ふるに、安胎、難産、及び、創腫、傷折、針灸の法を以てす、皆文を案じて、口授す、毎月醫博士試む、年終内藥司試む、七年を限とす云々。想ふに、今の助産婦、看護婦の如きものならんか。所謂、この女醫は、官婢なるを以て、餘暇ある時は、供御の白粉を製造したりき。

即ち、延喜式典藥寮の部に、供御の白粉を造る料とありて、供作の女醫十四人、人別日に飯一升、鹽一勺、滓醬一合、酒三合、並に三十日を限りて給すとあり。

大寶令の文にも、中務省内藥司中に、藥戸、乳戸あり、乳戸は、産科、婦女科及び、小兒科の分立とも見るべきなり。之を要するに、中古の醫事は、韓醫方退きて唐醫方之に代り、律



令選定後は、支那の制度文物に、極力模倣したると同時に、朝廷佛法を崇信すること深く、治く之を勸奨するの風ありて、僧醫の來航するもの多きに到れり。夫れ僧醫は、固その教義を弘通するを以つて、目的としたれば、一面には施藥院、慈惠院等を設立し、偏に仁術たるの實を擧ぐると雖、その反面には、禁呪の如き非學理的の行を爲すを以つて、毫も醫術の進歩を見る能はざりき。

殊に、我醫術が受けし所の影響は、之に止まらず、僧尼の徒が、佛陀に祈禱し、以つて疾病の治癒を圖りしことなり。抑、この僧尼輩が行ひし呪符祈禱の法は、獨り疾病のみならず、すべての災厄をも祓除するものと信じ、遂に唯一の法式ともなるに至れり。

大寶令に、凡そ僧尼吉凶を卜相し、及び小道、巫術、療病者、皆還俗し、その佛法に依り、咒を持し、疾を救ふこと、禁限に在らずとして、法律は明らかに之を許可したり。

元正天皇の養老元年四月壬辰の詔に、僧尼の佛道に依り、神呪を持し、病徒を救ひ、湯藥を施して、痼疾を療することは、令に於いて之を聽るざる、方今僧尼、輒ち病人の家に向ひ、詐りて幻恠の情を禱り、みだりに巫術を執り、ほしいままに吉凶を占ひ、耄稱を恐脅し、稍々求むるあるを致す、道俗の別なく、終に奸亂を生ず云々。以つて、漸くその弊害を認めらるゝに至れり。されど、公認の久しき、佛法の盛んなる、後世尙、その餘毒を貽すに至れるこそ慨かほしけれ。

第十二章 女醫博士の設置と外國の醫書

紀元千三百八十二年、即ち元正天皇の養老六年十一月七日、始めて女醫博士を置かる。これ本邦に於ける、産科婦人科の創始とこそいふべけれ。醫疾令に、醫生に課する所の書物を指定して曰く、甲



乙經、脈經、新修本草を主なるものとし、小品、集驗を兼學せしむと、針生には、素問、黃帝針經、明堂、脈決、流注經、偃側圖、赤烏神針經を讀ましめたりしものゝ如し。

彼の甲乙經の十二卷に、婦人雜病の項中に、子宮、卵巢、及び喇叭管の區別あることを記せり。即ち、子宮は之を胞と名づけ、卵巢は之を子藏と名づけ、喇叭管は之を子門と名づけたることなり。以つて、その曙光を認め得べし。孝謙天皇の天平寶字元年十一月癸卯、勅して曰く、聞くが如んば頃年諸國の博士醫師、多くその才に非ずして託請して選を得、唯政を損するに非ず、亦民を益することなし、自今已後、更に然ることを得ず云々。又醫生には、太素、甲乙、脈經、本草、針生には、素問、針經、明堂脈決等を讀ましむべきことをも諭されたり。

されば、此の頃は、甲乙經十二卷、脈經二卷、本草二十卷、小品

十二卷、集驗十二卷、及び太素等を以つて、醫術は營まれたるものと見るべし。

之等病理の書が、我邦に舶來し、之をしも彼の僧醫が應用したる結果、動もすれば小道、若くは巫術、果は加治祈禱の術と併用したるや、明かなるの事實なるべし。

その後、嵯峨天皇の弘仁十一年十二月、勅して針生五人を置き、新修本草經、明堂經、劉涓子鬼遺方、各一部と、小品、集驗、千金、廣濟方、などの治療方を讀ましめ、特に、月料を給して、其の業を成さしめらる。されば、劉涓子鬼遺方、廣濟方等も、已に渡來せしこと疑なく、憾むらくは、之等の書の散逸して、傳存せざることなり。

圓融天皇の天元五年、丹波康賴が撰びし醫心方の存するありて、我邦醫書の最古のものとして、尊重せらるゝのみ。然も、此の書も



爾後數百年の間世に忘れられしを、寛政中徳川家齊、京都仁和寺に秘藏するを聞き、謄寫して更に半井家の藏本と校合して、剗刷に附し、江湖に示したり。之に因りて、略々來舶の醫書を、その當初に窺知するを得たり。そは、病源候論、小品方、劉涓子鬼遺方、千金方、廣濟方、產經、葛氏方、王房秘訣、僧深方、醫門方、子母秘錄、枕中方、耆婆方、經心方、樞要方、本草拾遺、錄驗方等なりとす。然れども、之等の書、既に支那に於いて缺漏を生じ、單にその梗概をのみ拔萃せしに過ぎざりき。

その説く所、陰陽五行に基づき、佛經に據り、呪文を誦するなど、殊に、胎中の男子を女子と變じ、又は生れたる時日の差違に依りて、生子の未來吉凶禍福を決するなどの如き、愚昧なる記事あるを見るなり。

抑々養老六年に、令外の官として、女醫博士を置かれ、又一面に

は、女醫を置かれたる時、官戸の婢、十五歳以上二十五歳の伶俐なる者を以て、講習せしめ、安胎、產難、創腫、挫折、針灸の法を以つて、その専攻科目と定め、専ら口授、即ち講演によりて教育し、毎月醫博士をして試験せしめられたるなり。その醫博士たるや、即ち女醫博士にして、男子にはあらざりしなり。その後、女子にては、誤失あるべきにより、別に男子の博士を置かれしならむといふ者あり。

神龜五年八月、諸國の史生、博士、醫師の員、並に考選の叙限を改定し、史生は大國に四人、上國に三人、中下國には二人とし、六考を以つて成選し、博士、醫師は、八考を以つて成選したりき。但し、博士を補するは、三四國に一人とし、醫師は國毎に一人とし、選滿てば、いづれも與に替るの制なりき。

天平二年三月、老朽にして、新智識に乏しきものゝために、講師



を派遣して、講習せしめらる。  
 天平神護二年五月、醫師の増員を行ひ、寶龜十年、更に増員を行ひ、女醫博士、女醫等も亦此の數に漏れざりき。然も、外來の醫書を講習するを以て、その急務なるものとしたり。

第十三章 捨兒と救兒院

棄兒の俗、今昔其の軌を一にす。貧困にして、撫育の術なきが爲、之を富家の軒に捨つるもの、或は、野合の間に生下し、子として養ひ難きもの、或は迷信の爲、その父母の厄年に生れたるものは、人をして之を捨はしめ、以てその兒の福祉を祈るもの等なるべし。金葉集の歌に曰く、身にまさる物なかりけり、みどり子はやらん方なく悲しけれども。世諺に、子を捨る數はあれども、身を捨つる數なしといへり。

本邦最古の俗、如何ありけん。史籍の徵すべきものなしと雖、之を倫理上の罪惡と視るよりも、悲哀止むを得ざるの行爲として、同情したるものと如し。

さればにや、昔より之を拾ひ取りて鞠育し、名を揚げさせたるもの多し。殊に子なきものに至りては、之を以て、神佛の授與したるものと信じたりき。勿論、一面には佛教の感化もありて、之を拾ひ取りて養育するは、慈悲心の極致としたりき。佛家は、無心の嬰兒を以て佛生なりとさへ云へば、然もあるべきことなり。彼の道歌に、をさな子が次第々々に智慧づきて、ほとけに遠くなるぞかなしきといへり。以て推知するを得べきなり。

和氣清麿の姉法均尼の如きは、深く佛を信じ、慈善の行ひ多かりしが、中にも有名なるは、人を諸方に派して、棄兒を捨はせ、之を養育し、その數七十人に剩れりといへる事なり。これたしかに、一



の救兒院にして、朝廷亦救兒院を設けざりしも、頗る此の舉を奨勵したるは、事實なりとす。

施薬院の如きは、聖武天皇の天平二年、即ち紀元千三百九十年辛未、始めて、皇后職に施薬院を置き、諸國に職封、並に大臣家の封戸、庸物價を以てせしめ、草薬を買取りて、毎年之を進むと國史に見えたり。我邦に於ける醫院の嚆矢にして、その創設者は光明皇后なり。皇后は藤原不比等の女にして、佛教の感化深く、彼の慈悲心の發露として、天下の飢病者を療養する所とせられ、同時にまた、貧困者、及び親なきの孤、子なきの老をも扶養せられたりき。

### 第十四章 悲田院と産兒

施薬院と共に、設立せられたるは、悲田院なるべし。推古天皇の朝に、厩戸皇子、即ち聖德太子が、浪華に四天王寺を創建せらるる

や、敬田院、悲田院、療病院、施薬院を附設す。爾來諸所に、この四院ありて、貧困者、及び重病者の扶療をなし、又貧困者の爲に、生業を興へ、敬田院は僧侶の宿舍に充て、地の三院は、概ね悪疾、

は穢多非人の輩を集めて扶助したりき。續日本紀を見るに、天平寶字四年六月乙丑、天平應眞仁正皇太后崩せらる。太后仁慈にして、志物を救ふに在り。東大寺、及び天下に國分寺を創建せられしは、太后の勸むる所なり。又悲田院、施薬院を設けて、天下飢病の徒を療養すとあり。太后は、すなはち光明皇后なり。是より先、天武天皇の白鳳八年冬十月、即ち紀元千三百四十年、詔して曰く、凡そ諸の僧尼は、常に寺内に住し、以て三法を護り、或は老衰し、或は病臥し、其の永く狭房に臥し、久しく老病に苦しむ者、進止不便、淨地亦穢る。是を以て、自今以後、各親族、及び篤信者に就いて、一二の舎屋を間處に建て、老者は身を養



ひ、病者は薬を服せよとありき。之僧侶の老いたるもの、或は病めるものを隔離し、淨地を穢さしめざる爲に、屋舎を立てられしなるべし。則ち、病者を收容するが爲に、建設せるものとすれば、やがて病院とも見るべし。又光明皇后の、悲田施薬の兩院を建て、天下飢病の徒を療養せしめられしは、やがて慈恵病院とも稱すべきにあらずや。

悲田院の制、如上の有様なりしも、後に悲田寺と變じ、無頼漢、不良少年、又は孤獨者、稀には産兒等を養ひ、終に乞兒の居所を以て、その名を負するに至る。彼等産業なく、生業なければ、四邊の斃牛、死馬病犬などの皮を剥取りて、賣りしかば、悲田の食によりて成人し、又は生活する者は、穢業に觸れずといへども、猶屠兒の種屬を以て目せられしなり。續日本紀に、武州入間郡の界に、悲田

所を置かれしを見れば、後世、地を限りて設けられしこと、恰も今の癩病院の如きか、而して、産兒の如きは、政府は之を佛教信徒の手に委するか、篤志家の扶養に任ずるかの方針を取りて、終に悲田院を廢するに至れるものと如し。

第十五章 禁厭と祈禱

儒佛兩教の感化相半ばし、人文の進歩は、醫學上の影響に、著しき點を認めざる中古年代に於ては、尙禁厭は、彼の陰陽道と終始し、却りて一層その多きを加へたるやの感あり。今之を列記すべし。醫心方なども、亦陰陽道を參酌したるの跡、歴然たり。その産婦が、向ひ坐する方位の如何によりて、人生壽命の長短、吉凶のすべては、その母たる人が、向ひ坐する方位と、胎胞を藏むる方位とに、關係するものなりといへり。又授乳するにも、豫め十二月神圖を視



て、天の氣に順ひ、日虛月空の方に向ひ、天一日遊、八神諸神所在の方嚮を知り、大凶の方位に向ふべからずとし、日々吉凶方をも示せり。又、臨産、並に娩産の後に、死喪及び穢ある人の來ることを忌めり。

臨産には、多人數の傍に侍するを禁じ、生下の男女を、知ることをも忌みたり。馬の鬣を衣中に繋ぎて、知らしめざる時は、馬銜一枚痛みを覺ゆる時に、左手に之を持たしめ、或は蛇の脱皮の、頭尾完きものを絹囊に入れて、腰に巻くを良とし、鼯鼠の皮毛を持たしめ、又、熊の掌を褥下に敷かしめ、或は常衣を脱して、龜の頭、飛鳥の羽毛、若くは、蜚生虫、又は獺の皮を帯にするなど、いづれも安産の禁厭となす。

又難産には、呪文をなす。門戸、窓鏡、瓶釜、一切蓋あるものを、開放するを以て良法と信じ、又上天蒼々、下地鬱々、爲帝王臣、何

故不速出、速出々々、天帝在戸、爲名速出々々、と呪するも良といへり。又槐子を用ひ、或は弓弩の弦を産婦の腰に帯びしめ、大豆の中破のものを取り、左に日の字、右に月の字を書き、合せて嚥下す。又夫の袴鼻禪を焼きて粉末とし、之を酒に浸して服するか、大豆を破り、夫の名字を中に書き合せて吞めば、直に産下するものと信せしめ、甚しきに至りては、牛屎中の大豆一粒を取り、一片に父入、一片に子出の字を書きて、之を吞むか、又、その父の衣を以て、井を覆へば生下するといひ、胡麻油、大豆、小豆、小麥等を吞むも、亦良といへり。

逆産の時は、その父の名を、出でたる胎兒の足下に書く、又、鹽を躑に塗り、急に之を搔爪し、又は、父の手足十本の指の爪の甲を焼きて、粉末となし、之を母に服せしむれば、生下するものと信じたりき。



産後の禁厭としては、飯墮の如きものあり。平家物語に、建禮門院お産の時の有様を記せる中に、今度の御産、笑止數多あり。まづ法皇の御驗者、次に後御産、即ち胎盤娩出の時、御殿の棟より飯を轉することあり。皇子御誕生には南へ落し、皇女御誕生には北へ落す、是は北へ落されたりければ、如何にと騒ぎ、取り上げて落し直されたりけれども、猶惡しきことにぞ、人申しけるとあり。之を後産のおりざる時は、腰氣おろすといふ意にて、飯をおとしたるなり。彼の柿の本神社より、安産の守札を出すを、何故ぞと問ふに、人丸は人うまるの意なりと答ふると、同じ滑稽なり。

飯墮は、貴族間のみにあらず、平民にても、胞衣の滞りたる時は、屋根の上より、男ならば南の方へ、女ならば反対に北の方へ落したりき。或は産の前後に於て、散米をなせば、邪氣を拂ふものと言ひ傳へ、生兒の嘔する時は、結びの糸といへるを備へ置くは、生兒の

靈魂、身邊より游離せぬやう、この糸にて結び止むるとの意なりとぞ。

伊勢守貞隆の産所記には、御はなの結び糸、長さ一尺三寸許なりとあり。山槐記に、治承二年十一月十二日未の二點、皇太子降誕、御鼻員、練糸を以て、之を結ぶ、恒の如しとあり。練糸は、結の糸にて、産所法式のクサメ、即ち噴嚏を結ぶものなり。一七夜の間、小兒のはなひる數を結ぶ。一尺三寸ほどのものを、結びの糸といひ、二尺八寸ほどの、太さ七八歳の小兒の小指大のものを、鼻ひねの緒といふ。

抑々、中古、否昔日に於て、産時に際し、僧侶、陰陽師等が、修法、加持、祈禱を行ひ、時に佛師をして佛像を鑄させ、或は大赦を行ひ、神社佛閣に寄附進獻をなしたる事、上下その分に應じて、怠る所なかりき。



榮花物語、中宮彰子の方、御懷妊の記事に、程近うならせ給ふまに、御祈りども數をつくしたり。五大尊の御修法を行はせたまふ様々、その法に隨ひそのなりありさまども、さはかうこそはと見えたり。觀音院僧正、二十人の伴僧、とりくにて御加持まりたまふとあり。又心譽阿耨梨は、軍陀利の法なるべし、仁和寺の僧正は、孔雀經の御修法を行ひ給ひとあり。

平家物語にも、治承二年六月一日、中宮御着帯ありける。仁和寺御室守覺法親王、御參内有つて、孔雀經の法を以て御加持あり、天台座主有快法親王、寺の長吏圓慶法親王も、同じくまゐらせ給ひて、變生男子の法を脩せらるとあり。當時、かく宮中にて御祈禱ありしのみならず、然も御難産の聞えありて、五山はおろか、諸山諸寺、さては六十全州の寺社へ、使者、奉幣使を立てさせ、淨海入道は、祈願書を認め、護摩修法かりそめならず、さすがに國母の御艱とあ

りて、然も平家に怨恨ある、死靈生靈のたふりとありしなれば、世の常の様にては非ざりしならん。よしさる事ならずとも、物の怪などの祟り、又は近寄ることを恐れ、下民にても祈禱したること、すべての風習にて、今も尙、産婦の枕頭に、刀劍を置くの古俗、存するにても知らる。要するに、禁厭の古風は、今日にも見る所なれば、中古時代に於けるや、その想像以上なりしなるべし。

### 第十六章 鎮帯の起源

鎮帯の起源は定かならざるも、今日に至るも尙民間に行れつゝあれば、左にその由來を記すべし。  
源氏物語やどり木の巻に、いとばづかしと思ひたまへりつる腰のしるしに、多くのは心ぐるしう覺えてやみぬとあり。腰のしるしのみいへるを、直に鎮帯と見るは、穩當ならずとの説もあり。中古



記の、元永二年正月五日の條に、中宮御懷妊之間、初帶令着給也、先以三大進清隆、件御帶、遣仁和尚寺寬助僧正許、令加持後、主上令結給云々とあり。鎮帶、即ち腹帶の産科に於て利あるよりも、その儀式に、必ず男子、即ち夫たる人の結ぶものとなし、或は日時を撰び、又は加持祈禱の後、之を行ふは、既に迷信にて、一種の禁厭に外ならずといへども、現今尙是れを行ふものあり。

成書に散見する鎮帶の諸説を摘録すれば、左の如し。  
貝原益軒の和事始に

日本にて、妊婦の肌に帶する、其の始詳ならずといへども、神功皇后三韓に趣給ふ御時、開胎に當り給ひし故、石を取て腰に挿み給ふ事あり。是れ結肌帶の濫觴ならんか。

源氏物語やどり木の卷に、いとばつかしとおほしつる腰のしるしとあるも、此の事也とかや。然れば、其の始久しき事なるべし。  
もろこしには、さのみ沙汰なき事にや、多くの醫書の中にも見え侍らず。

たまく、奚囊便方の第六卷に、此の事出たり、然れども、人毎にする事にてもあらざると見ゆ、云々とあり。

産論には、

本邦婦人妊娠五月、必以繇線作帶、東于胸下、白以鎮肌氣使不上衝也蓋方今此風、乃已遍于四方遐陬、相傳昔神功皇后征三韓時方有身而被鎮、鎮不能合、因作此帶來之、既凱旋而誕應神天皇、意無著害、昇平富樂、鎮帶之制、創起于此而後世婦人欽慕而倣云、然余自少壯學醫多治妊婦、見其受鎮帶之害者尤甚也、因竊疑以爲神聖所傳之道豈固若斯乎、考之國史帝記、莫言此帶省、而獨於元永寵姬懷乃子之事始見著帶之文及關東鑑載源大將軍夫人妊娠五月其諸臣進帶其儀甚詳、即知鎮帶之說、雖本附會亦自中古矣、後又閱明醫陳朝階奚囊便方、其中有軟絹布纏腹之法則知彼亦有與我鎮帶意相類者矣然余以所見彼竝皆庸俗之論耳

草蹊道人の病家須知に、

産帶の事ものに見えたるは、小石記、源氏物語などや始ならん。俗説には、神功皇后、三韓におもむき給ふ時、開胎に當り給ひし故に、石を挿み給ふ事



これ濫觴ならんといへり。是を萬葉集に鎮懐石ともあれば、胎をいはひ鎮る證とはすべく、帯の始とはいひがたし。中略、此の外中右記、東鑑、平家物語、拾芥抄、御産部類記、などにも出で、おほかた其の夫手づから結べるよしに見え、又着帯を祝へる事どもあるを思へば、いと古き世よりの習には有けんか。

坐婆必研に

鎮帯の事を、往古神功皇后三韓退治の時に始ると世に言ひ傳ふれども、古記には、石を挿みたまふ事のみ見えて、鎮懐石の名はあれど、今の腹帯とは、はるかに別の者なり。鎮帯のこと、しくなりたるは、建禮門院御着帯、および平の政子に帯をまるらせたる事などが、ものに見え、其のあたりより貴賤おしなべて、懷孕五月、もしくは七月に至れば、必ず帯する事を吉例にして、布は一巾の長八尺なるを用ひ、全腹をひきゆふことが沿習にはなりしなり。其の昔は、いかゞありけん、待賢門院の懐妊に、帯をめされしことを、後藤家に論じて、亂離の際なれば、之を用ひて腹氣を助られたるなりといひしは、左もあるべきことにはあれど、亂世なればとて、如何あらん、又この

帯の古き例とすべきものは、つくり物語にはあれど、源氏の寄生の巻に、いとほづかしと思ひたまへる腰のしるしにとあり、又かのはぢたまふしるしの帯の引ゆはれたるなど見えて、鎮帯の事とは明かに知れたれども、腹より腰をまとひたる帯の、衣のうへより、たしかに見ゆるやうに記したるは、いともいぶかしきことなり。いづれにも本邦の古書に載たる所を考ふるに、その製はたしかに全腹をまとひたること明にして、之を用ゐて、腹力を助くるたよりにしたるにはあるべし、下略、

奇魂に、

神功皇后の、取兩名挿着裾腰とあるは、裾は、もしくは今の鎮帯の類にて、既に妊み玉へれば、神習のまに、せさせ玉ひたりしを、今又産まさむとせし故、其の裾中に石を物して祭なひて延し玉ひしなるべし。俗に神功皇后より始りたりと云ふも、更に無き説にもあらで、上件の事を訛傳たるにやあらん。

以上の諸説は、略一致して、神功皇后に始まるとの考證明白なり。然るに、桂女の家統に、神功皇后の御腹帯を持傳へたりとて徳川將



軍家の御臺所妊娠の時は、安産の御守として右の御腹帯を貸したてまつり、登城をもするとの事、安齋隨筆に見えたり。

山城桂の里に、桂女と云ふ女あり、神功皇后の御腹帯を持傳へしとぞ。將軍家の御臺所御着帶の時は、御守の爲めに、右の神功皇后の御腹帯を七重の箱に入れ、献上の比は、代々婦を家の主人として、夫は奴僕となる。江府に來るも、夫は麻上下を着して、婦の従者となると云ふ。明和九年壬辰春、願事有て江府に逗留す。其の願は、諸國のトリ揚げ婆より運上を出させ取り度の由なり、願の通被仰付と聞及びし。

浮鏡集(大中庵立志著)山城國久世郡(案に葛野郡)上桂村下桂村あり。都にて是を桂の里と云ふ。小堀仁右衛門殿代官所なり。其の桂村名主累世相續して、桂女と稱す。諸役免許にて在住す。此の遠祖は、神功皇后三韓征伐の時に、首途を祝ひ奉り、供奉して、遂に筑紫に於て、皇后御産まし／＼ける、その御腹帯を持傳へけるに榮えて持來る、依て桂女は代々其の家女子にて、系圖を傳ふ。夫男は代々他家より迎へ、女孫相續す。

下桂村諸役相勤候ものも、先祖桂女の姉妹分流のよし也。若し桂女家系圖

相續の女子なき時は、その下桂村の分流の女子桂女家相續するなり。其の外にも桂女分流の家筋ども有之よし、桂女男子を出産しても、家督嫡とせず。女子を以て家督とす。然して、その女子家督となる時は、代官所にその由を告げ、參禮す。尤京所司代にも、その禮に參ず、其の節所司代下知に任せ、關東に下向し、謁見、將軍家贈物自服白銀等を下され、御三家並に御連枝方にも、參調する也。禁裏にも參るなり。親王家桂家にも參る、是は所司代の下知による也。先例の如く然り。桂女所司代に參る様子、その名主相勤候桂女の夫麻上下を着し、玄關に先だち參り、落縁の前下座敷の際、白砂にて仲元に向ひ、只今桂女參上致す由斷る、程なく入來す。桂女が出立の體は、夏の日見たる儘を爰に記す。何やらん模様の帷子に、下け帶いたし、有ふれたる被衣をかけ來りたり。美服にあらすいかにも龜相の出立なり。桂女まづ所司代の門前にて、持來りたる挾箱の蓋をあけさせ、其の中より包物を取り出し、自らその被衣の上に戴き玄關に至るなり。取次の者案内して、殿中に入る、その夫は桂女參入したる後、玄關に上り居す。是は、取次の者案内せざる様子なり。桂女の頭に戴き參入する者は、神功皇后の御腹帯の由なり。鎌



倉以往、夫より後、足利家の時分にさして、其の事蹟見聞無之歟、豊臣太閤文祿元年韓鮮征伐として、進發の時、先日伏見御香宮へ參詣せらる、然して後日聚樂出陣の砌、桂女山崎の邊に到りて、太閤の御陣に近づき異國征伐首途を祝して、神功皇后の嘉例を追ふて捧げ物を獻りけり。此時太閤より衣服金銀を賜るとなり。關東御治世の日、代々參向する也。

河野毗通云、徳川刑部卿殿に、寛延四年二月中桂女來り候、出立は祖母桂女、將軍より拜領の由にて、かいどりに黒き葵紋の古きうつらひたるを着し、帶付には緋紗綾と見ゆる洗濯したる小袖髪は下け髪にし、かんざしらしきかうがひを用ひ、田舎びたる白きはのいじやうにて、黛作り來り候、側に着座の時、包物を置き、女房に對面して云ふは、神功皇后の御腹帯にて候御いたゞきあれば、痘瘡かろく悪き煩ひ成されずとて、彼家の御子たちに、その包を戴かせ候、年の程三十歳計さすがに容儀もいやしからず。京都邊のものと見えたり。刑部卿殿より白銀三枚、小五郎殿より同二枚おやす殿與之助殿兩人として同一枚賜はり候由、物語也。

貞丈雜記には、

今世桂の里に、桂女と云ふ者あり。是は古の遊女の桂女とは別の者なり。其家に神功皇后の御腹帯を持傳へたりとて、將軍家の御臺所御妊娠の時は、御安産の御守となる由にて、右皇后の御腹帯を借し上る也。登城をもする也。其の先祖の桂女、神功皇后の新羅御征伐の時、祝儀を申し奉りし例ありとし、其の古例とて、東照宮御出陣の節も召れし由なり。然れども、此の桂女が事は、古き書には見えす、日本紀の神功皇后紀にも見えす、いぶかしき者也。殊に皇后の御腹帯と云ふ物事甚だおほつかなき物なり。信じ難し。

蜀山人の一言に、池田氏筆記を引て、之を記せり。此の筆記は關宿藩池田正樹の記にして、關宿所司代たりし時の事なるべし。

桂姫一人毎年始、八朔、所司代へ御禮として來る。扇子一臺上るなり。目見有之、鳥目一貫文下さる、蕪葎堂云、桂姫は往昔神功皇后宮臣家來末流とて、家筋相續往古より上鳥羽村に住居す、東照宮參河御在國の砌、神功皇后三韓退治、目出度御還陣の砌、吉例にて上意有之、被召出、三河まで供奉、拜領物仰付られしと也、由緒有之者也とぞ、桂女毎年始八朔所司代へ御禮として三四人づゝ來る、年始に飴、八朔に菓を上る。菓は柿梨なり。桂の里に



住す、人別に鳥目一貫文づゝ下さるなり。目見無之、着服は途中には「カヅキ」をし、例席にては「カイドリ」をして、頭に古布を頂くなり。桂女の名、左の如き者なり。婦タリ、地ゾウ、フクタ杯と云へり。

芙蓉云ふ

桂女は神功皇后の時より、故ある者にて、東照宮の時、右の由緒を以て召されたることあり。今も關東より召て下ることあり。是はユワタ帯を仕る者の由なり。又頭に戴く古き布は、古代賤者の面を覆ひし者也。

今時能狂言に、ビナンカヅラと云ふ、女の頭を包むものは是也。但し桂女は頭に戴くのみ也、古は僧女共に面をあらはに見せぬが法なり。

京都占出山の鎮帯の事竹岡友仙の説によれば

祇園會の占出山は、錦小路烏丸東へ入町より出で、神功皇后の尊像あり。左手に釣緒と鮎、右手に釣芋を持つ、此の姿は、日本紀に出る松浦川に於て、釣を垂れ鮎のかゝるを勝軍の吉兆なりと祝し、以て出軍を促し給ふ故事に依る。是れ占出山てふ稱の起因なるべし、俗に之を鮎生女郎山と云ふ。鮎の縁に依るの名なるか、鮎生の字穩當ならざるを覺ゆ、暫く俗説の記に従ふ。此

の山、毎年の鬮取に先に出る時は、其の年妊婦の分娩は安く、後になるに随ふて、難産多しと傳へ、例次の先後に依て、臨産の難易を占ふ俗習あり。故に、占出山と云ふとの説は、固より採るに足らず。

さて、此の町に、神功皇后の鎮帯を傳來すと云を以て、該町の某氏に之を糺ししに、禁中へ出しし事あり、其の時より勅封となれり。

其の勅封の損傷せん事を恐れ、更に外箱を製して保存す、故に、其の帯の形状長短を知る者なしと答へり。若し果して勅封なりとせば、其の町に書類の存せざるも、他に確乎たる證據無かる可らず。更に之を搜索せしに、往昔禁中へ出ししとは、命令に依る如く傳ふれども然らず、該町より、求めて時の關白へ出し、關白家、之を封緘せられし者にて、關白職の公事にあらず、關白家個人的私事なり。又外箱の封緘も町奉行にあらずして、町役人なりと、たとへ關白家の私事にもせよ、其の因無る可らずと雖、余は敢て鑿たざる可し。如何となれば、該鎮帯保存に依り、信者多く、爲めに、祭費を補ひ、他の鉾町に比して、最も富饒なりと聞く、若夫れ鑿に過ぐれば、或は他の不信を醸し、彼に意外の影響を及ぼす等の事あらんを恐るればなり云々。



又同氏の御香宮の鎮帯説に、

伏見御香宮は、神功皇后を祭る所にして、神後の鎮帯を存すと傳來す。往年古出山町の鎮帯と、眞偽を争ふの紛議ありしと聞く、該神社に於ては、參拜を許すも、其の證據を明示せず、書類なしと聞く、故に未だ該社に就て之を探らず、余は箱櫃の外面を拜し、拍手合掌するの信者に非ればなり。

同氏の白子觀音の腹帯説に、

白子は伊勢の邑名なり。此の觀音は、妊婦に代りて着帯する故に、之を信ぜば、着帯せずして安産すると云ふ。是に類する腹帯地藏等あり。是等を擧ぐれば際限なし、白子觀音に就ては、龜井南溟のいろは歌あり。其の一節を抄す。

あさましや世の風俗はいはた帯

しめて我が手に難産をする

(注) 相傳昔 神后之征三韓也、舟行千里、涉險趨難、慮懷胞之或顛覆以致坎蹇也、爲帶結束之、名曰磐手帶蓋取其固、慮變之宜也、三韓既服、還而生天子民仰其盛德欽其休祥、苟有震爲帶繫之以效其儀聊亦祝初也、世降俗蔽、遂

爲法方、穩婆守之醫生督之、老姆輩唱之滔々者天下皆是、妄謂緒之不念、胎子之檀大于腹、或有墜分娩是恐云、噫不亦愚乎、夫磐帶唐山所無、其他諸外國未聞有之、彼何人也、果如我所言彼何以能分娩無墜、而我何以每多難也、且醫之所以取法不獨唐山法方乎、思之不至此可謂愚矣。

さればこそ唐人まねて帯なしで

守る白子の觀音もあり、

(注) 白子、伊勢、邑名、邑有觀音、代妊婦着帯、四方妊婦、崇信者皆有神驗焉、龜子謂蓋邑昔有良醫、知產帶之害於妊婦、假佛陀方便、以仁其民、後人在術中、而不知所以然、獨以爲觀音符命固然也、于哉良醫陰瞞之德、可謂至矣、易稱神道設教、余乃爲良醫。

腹帯地藏も亦白子觀音の類なり。保産道志類邊に、かの地藏尊に安産を頼めば、帯をせずとも濟むべし。それ故、子安地藏といふと。此の本尊に祈れば、帯を解とも其の害なし、よりにて其の寺を解帶寺、其の村を解帶村と稱し、其の他の婦人は腹帯する事なしといひて、世の是を奇なる事に思ひて、仰ぎ尊ぶは、かたはらいたき事なり云々。



小野利教氏の説に、此の説反對せり、帶解村の女子は皆帶を着するにて、寺は昔より布帶を與へ來れり。その帶を着すれば、容易に産の紐の解くの意なりといへり。

其の他清水の三年阪は、大同三年に創立なりしゆゑの名なるに、三年は産寧の轉化したる名にして、子安觀音の在る故なりと唱ふ。此の類多かるべし。

明の陳朝階が奚囊便方に曰く、

受胎四五月前後、用軟絹、自背纏至腹、以針線縫住兜肚様、晝夜不解則肌肉有束縛、不使胎長大便於產也。

井澤長秀の廣益俗説辨にも、婦人産帶記を引きて、西土にも在るよしを記せり。

俗説に云ふ、日本にては妊娠帶をすることあり。之を五月帶と名づく、もろこしには無き事なりと、今按ずるに、もろこしにもあり。婦人産帶記云

初受胎之婦、尤艱於慣胎者、因産戸未廣、必四五箇月前後、用軟絹或帛調七八寸、自背纏至腹、以針線縫如兜肚様、晝夜不解、倘胎長大覺胸中有氣急狀、方可放線、三分或五分不可滿寸、漸以調之、則肌肉有所束縛、不使胎長極、大便於產也、此方不特宜于初胎者、雖慣胎亦可。

清俗記聞生誕の部に、

凡そ婦人孕む事あれば、四ヶ月、五ヶ月程に縮綿、紗綾、木綿の類を以て、一幅長さ其の人の肥瘦に應じ、肚帶を造り、腹に巻結び、平日身を安靜にして、勞せず、或は重き物を持、又は高き所に手を上げなどせぬやうに心を用ひ、食事も随分淡泊にして、胎内を養ふ云々。

本朝醫談に、保産心法を引て、彼の國の人我に倣ひてするなるべしと論せり。

妊婦の産帶(中畧)斯の邦の風俗にして、唐土に無き事と聞けり。然るに清國に似たる事あるは、吳舶の往來して、聞見のまにく、彼國の人我にならひてするなるべし。

保産心法にも、



受胎三四月後、宜緊收其腹勿令胎放則易産、又云孕已知覺即、寫用布幅六七寸、潤長視人肥瘦約纏兩道、橫束腰腹直至臨産之時解去、若是試疼、仍不宜解、此有二妙其胎未長成得此則腰膂有力些微閃挫不致動胎又常令懷中窄狹乃至解開、則腹中乍寬轉身容易、此最妙之良方、

病家須知に曰く

吳竹集に擧たる

人しれぬはだへにむすぶいはた帯

と云ふ連句を引て、此の帯をば、いはた帯といひならひ、結肌帯、また齊肌之義とすれど、「いはた」は夾纈にて、今の世に、「しほり染」といへるものなれば、一種の染絹の名にこそあれ。さやうの心とせんは、覺束なし、もしは齊肌の名詮にとりて、夾纈を思ひたる世もありしにや云々。

婦人壽草に、

妊婦五ヶ月のとき、縵なる綿帛を腹に帶する事あり。これをゆはた帯、一にはた帯、(中略)藻鹽草には、ゆはた帯とあり、月村聞書には、いはた帯とは、女のはらんで、膚にする帯なり、纈帯と書なりとのせたり。纈は絞纈

の心にて、とづる、むすぶと云義なるべし。此の帯はむすび目をとちつけて、置の心なるべし。ゆはた帯、いはた帯と云ふ訓は、共にゆふはだへの帯と云ふ義なるべし。

ゆといとは通音なれば、いはた帯ともいふなるべし。

吳竹集一の巻一の部に、

「いはた帯」纈帯と書く、女のはらみて、肌にする帯也。五月といふに結ぶなり。

ひと知れぬはだへにむすぶいはた帯

こゝろつくしの月をこそまで、

帯をむすびてより、産月を待て、心をつくすなりとの意なり云々。

與清按に、

此の歌尾崎雅嘉の校訂せし吳集小本にも、類葉集の四の巻にも、みな萬葉の歌のよししるしたれど、萬葉に見えず、

與清は擁書漫筆の著者高田與清なり。

あふ事はかたむすびするわきも子が



いはたの帯をいつかとかくべき

與清云、こは續後拾遺集戀二、基俊の歌にて、四の句ゆはたのひもよとあり、こまろくるしき月をこそまとといふ句に、人しれずはだへに結ぶいはた帯、讀人不知、とあり。

擁書漫筆卷四の尾に擧げし聯歌は、紹宅が句なり。因に俗説辨に擧たる一節を抄す。

吳竹集に云、ある人心くるしき月をこそ待てといふ句に、人しれずはだへにむすぶいはた帯と附けたり。肥後土俗の傳説に云、益城郡木山の城主木山左近大輔惟久入道紹宅人知れず膚に結ぶ緋帯と付け紹巴に賞歌せられしより也、こぞつて緋帯の紹宅と呼ぶといへり。吳竹集にあるも紹宅が句を用ふるか、右俗説辨には益城郡木山の城主とし、錦織温録には、阿蘇の家臣とせり。且北野連歌は別の句にして、緋帯の句は其の後の句とせり。

小異あるを以て爰に贅記す。

肥後阿蘇の家臣、木山左近大夫惟久、北野へ參詣して、連歌會ありしに、紹巴

また七度に別れをぞする

惟久即座に

八重櫻一重は先きにちり初めて

と附たり。後に紹宅と號す。或時

心苦しき月をこそ待て

といふに、

人しれずはだへに結ぶいはた帯

と附しより、いはた帯の紹宅と名を得たり。

擁書漫筆に又、

結肌帯、其の二の次へ關秘録六の卷に懷妊して、五月めに帯をすることを

結肌帯と云ふ、此の事産衣と云書にあり云々。

故實類聚抄に、

神功皇后、應神天皇を懷胎なされ、三韓退治に御出陣の時、我勝利を得て歸るまで、胎中の子生れ玉ふなと云て、小石を一つ帯に包みて、肌に結ばせられたり。夫より御産の月延び、御凱陣の後御平産ありし由、日本紀に見え



たり。其の石の出たる處に玉の明神とて、神にいはふ、此れ昔のイハタ帯と云ふは、石を包みたる故に、石手帯と云ふ心なり。

鹿島志に、

俊頼口傳に、常陸國鹿島と申す神を祭られ給ふ、日女けさう人あまたある時に、其の石どもを布帯に書き集めて、神の御前におくなり。それが中にすべき男の名かきたる帯の、おのづからうらがへるなり。それより取て、稱宜が得させたるを、女見てさもと思ふ男の名ある帯なれば、やがて、御前にかけて、帯のやうにかづくなり。それをきゝて、男かこちかけて親しくなるなり。

奥義抄に、

芋といふものを帯にして、一には我名をかき、一には男の名をかきて、彼神の御前にて帯を折かへして、中をばかくして、末を禰宜に結ばするなり、それにわろかるべきなからひは、離れくゝに結ばれ、よかるべきは、かけ帯のやうに、丸に結びつながるゝ云々。  
この事、今は絶たるふる事なり。さていま常陸帯といふものあり。

箱の中に納めて注連をひき、昔より開くことなし、もとは神宮寺にありしを近世寶倉に納む。

(注) 俗説に、神功皇后御懐胎の時の御腹帯を納められたるなりといへり。

又常陸帯を腹帯のこととするは、日足帯の義にて、赤子の生長を日足といへる如し、「ち」と「し」は通音なれば、日足をひたちといひて、腹帯の事にはとりなせるなるべし。日足の説別項にあり。

新古今集

讀人不知

東路のみちのはてなる常陸帯

かごとばかりも逢んとぞ思ふ

夫木集

公朝

衣手の常陸の神のちかひとて

人の妻をもむすぶなりけり

新續古今

俊頼

なぞもかく別れそめけん常陸なる

鹿島の帯のうらめしの世や



散木集

別るとも思ひわするな千早ふる

鹿島の帯の中はたえせじ

拾遺愚草

常陸帯のかごともいとゝまどはれて

戀こそ道のはてなかりけれ

百代集

めぐりあはん契もしらぬ常陸帯の

、、、、戀やわたらん

新勅撰集

こえばやな東路ときく常陸帯の

かごとばかりのあふ坂の關

有房集

玉章を常陸の帯とおもひせば

かへるにつけてうれしからまし

光明峰寺攝政歌合

行能

郁芳門院安藝

定家

足引の山田にならす常陸帯

かりにも解けぬ契なりけり

同

良實

今ぞしるかごとばかりを常陸帯の

とくとも解けし、、、、

これらの歌々、かの故事によつてよめるなり。

奇魂に、

古今六帖に、

あづま路の道のはてなる常陸帯の

かことばかりもあひ見てしがな

とある常陸帯も、今按ふに間斷帯ならん。五月といふに齋ひてより、男女の間を斷つ帯と意にて、あひだちと云も、へだちと云も、「ひ」と「へ」と通ひて、本一ツ語にして、發音の「あ」を省きて、ひたち帯とよめり。さるを俊頼抄に、常陸國にかしまの明神と申神の祭の日、女けさうあまたあるは、後世其の石に泥みて、國の常陸に思よせて、造出たる物語なるべし。其の歌、初め二句は、



ひたちといはんまでの序にて、思ふ人の子を孕みて、ひだち帯したりとの訛言を負ふばかりにだにも、あひ見まほしと云意なり。  
ゐでの下帯につきても、

ゐでの下帯とは、率止帯と云意にて、領率居る義ではとの約、下帯は衣の上の帯に對したるにて、率止下帯となるに、「の」を添て、ゐでの下帯と云たるにて、胎子を熱く率止居させて、謾に動搖させじとせし物とおほゆ、さるを、大御使にて下りたる舍人の、大和國井手と云處にて、幼女を愛で、かたみにとて帯を解て、取らせたるより、然る名出來し由、大和物語にあるも、「ひたち帯」の類と見えたり。

尙鎮懷石につきていはんに、鎮帶は、鎮懷石に濫觴せしならんとの説あり。鎮懷石は正しく國史に見えたり。

日本書紀(神功皇后紀)曰、皇后之開胎、皇后則取石挿腰而祈天曰、事竟還日産於茲土、其石今在于伊都縣道邊(中略)十二月辛亥生譽田天皇於筑紫故時人、號其産處曰字淵。

書紀集解、釋紀曰、筑紫風土記曰、凱之日、至芋渭野、太子誕生、有此因

緣曰芋渭野(俗間婦人忽然振動、裾腰挿石、厭令延時蓋由此乎)

書紀通證、婦人胎動裾腰挿石之厭法、筑紫風土記載之皆此古之遺風也、具原氏曰、今民俗野老里嫗之所口傳之方法有効驗而不出彼刑書者甚多矣、恐是上古二神之所定亦未可知也、

### 古事記(神后征韓の段)に云、

其未政之間、其懷妊臨産即爲鎮御腹、取石以纏御裳之腰、而渡筑紫國其御子者阿禮坐、故號其御子生地謂宇美也亦所纏其御裳、

(標註) 云其の政は征韓の事にて、未だ彼地に渡御まさぬ前の事を立還り記せるなり。宇美は筑前國糟屋郡に宇美八幡宮あり。日本紀に蚊田とあるは、此の古名なり。伊斗村は筑前國怡土郡なり。今深江と云ふ地に鎮懷石と稱へて社あり、此の石の事は、筑前風土記、及び萬葉集五に委しく見えたり。

(史徵) 筑紫風土記曰、逸都縣子鑿原有石、兩顆一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸、色白便圓如磨成、俗傳云、息長足比賣尊、欲伐新羅國軍之際懷妊漸動、時取兩石、挿着裾腰、

(八幡愚童訓) 神功皇后御産氣出來、御惱敷食ければ對馬國にて自御船下、脱



御冑白石令御腹御裳腰挾石給て我奉懷御子、可成日本主給ならば今一月不可出胎内ト請申させ給云々、

大日本史に云、

皇后適當產月乃取石挿腰、祝曰願事竟還日媿於茲土、其石在伊都縣、後人傳爲鎮懷石

(注) 萬葉集鎮懷石、兩顆在筑紫怡土郡、深江村子負原或曰在肥前彼杵郡古老相傳、皇后袖之爲鎮懷

其の他鎮懷石の事を記する者多しと雖、筑前舊志略に詳なるを以て子負原の一條を抄す。

子負原、筑前風土記には子鑿原、兒鑿野などと書けり。萬葉集卷五に曰筑前國怡土郡深江村子負原、海に臨める丘の上に石あり、大なるは長一尺二寸六分、圍一尺八寸六步、重さ十八斤五兩、小なるは長一尺一寸、圍一尺八寸、重さ十六斤十兩、並に楕圓狀、如雞子其の美好なる事勝て論ず可らず、所謂經尺壁是也、日本紀集解に、萬葉集を引て徑石壁に作る、或は云、此の二石

は肥前彼杵郡平敷の石當占而取之去深江縣家二十許里云々、二十丁の誤なるべし、近く路頭に在り、公私往來する者下馬跪き拜せずと云ふ事なし、古老相傳て曰、往昔息長足日女命、新羅國を征討し玉ふ時、此の兩石を用て御袖の中に着て鎮懷とし給へりと云へり。萬葉の歌を引用すれども、略之、されば日本紀も已に前に引用せり、釋日本紀に筑紫風土記を引て云ふ、子鑿原に石兩顆あり、一は長一尺二寸、周一尺八寸、一は長一尺一寸、周一尺八寸、色白くして圓く磨り成せるが如しと云へり。又筑前風土記を引て曰、一は長一尺二寸、太さ一尺、重四十一斤、一は長一尺一寸、太さ一尺、重四十九斤、其の石を號けて皇子產石と云訛て兒鑿石と云と見えたり。此の兩説は萬葉集の説と其の重さ大は異也、今深江の町より五町許西、大道の南の高き所に、里民子負原と云傳ふる所あり、又萩の原とも云、貝原翁の説に今より百年以前迄は、此の兩石猶此の地にありしを見たる由云者あり。寛永の末まで存在せしと云、其の後盜人取て、今は無し、貞享二年其の所に八幡宮創立す、是は昔皇后の御腹に挿み玉ひし石、此の邊にありしを盜人取て失す、(貝原翁近年と云へるなり)深江の村民六郎と云者、其の邊に捨て有しを見出しとて、



一の石を持來り民家に納め置しに、山鳩一羽其家へ飛入し故、諸人彌此の石を尊敬す、是に依て、深江の民、社を立、其の石を納む、横七寸、高六寸、徑五寸、色は黄赤青也、石は只一也、今案するに此の萬葉風土記の説に比するに甚小さし、久しきを経ても耗るべき物ならねば、小さく成るべき理なし、いぶかしく覺え侍る。

保産道志類邊にも、

中宮御産部類記に同委記を引たるに、

令着御帯給事、及五ヶ月擇吉日令著給、先例無勘文、但當日召陰陽師被問吉方吉時也、親昵人之中、撰無其憚召御帶、當日練調之長一丈六尺許以宮司遣、御衣宮即持參本宮經御覽之後、爲加持遣僧許使衣冠御先例不召其人唯遣本房也、尅限持參之後、於書御座向吉方令著御之、

室町殿御産所日記に云、

天文四年十一月一日戊午御産所德奉行任先例、御産所吉方并御着帶日次、有泰朝臣勸進申來、十七日甲戌午尅御着帶有御祝、天文五年三月九日御産所參上御帶有御氣付たるやに有之、二階堂竹刀六進上、十日戊尅若公様御

誕生あり云々。

此の記も、十一明十七日着帶の祝ありて、翌年三月九日生誕なり。之を推算せば、着帶は妊娠五ヶ月なりしを知る。尙ほ一二を例せば

東鑑(卷二)

養和二年三月五日、御臺所御着帶也、同八月十二日酉尅御臺所男子御平産

同書(卷四十一)

建長二年庚戌十二月十三日、今日相州被着妊帶、同三年辛亥五月十五日酉終刻法印辨參加而加持之則若誕生日次記云、治承二年六月十七日庚辰、今日被發遣奉幣使於安藝國伊都岐島社、無先例今是中宮御産所祈云々、當五ヶ月來帶也六月二十八日庚申中宮御着帶、自今日被始行御祈等、

是れ安徳天皇御孕妊の記なり。以上列記する所は、皆妊娠五ヶ月の着帶なり。七ヶ月にもすることあり。

東鑑(卷四十二)

建長四年壬子十月三日、相州室家令著妊帶給、中略建長五年癸丑正月二十



八日相州室家令平産男子給、

園大曆に、

貞和三年二月九日、足利直義の室着帶の條に、戊一點着帶、今月七箇月娘入記くわいにんの時帶めされ候事、五月に成候時なり、人によりて七月にもめし候、帶の長さ一尺はたばり也云々、

其の他六箇月に着帶せし例あり。

東鑑(卷十二)

建久二年壬子四月三日御臺所御着帶云々、八月九日早旦以後御臺所御産氣、已尅男子御産也(中略)次有御名字定千萬君云々、

同書(卷二十九)

天福二年三月一日今日御臺所御着帶也、午尅有其儀、七月二十七日寅尅御産兒死而御産以後御惱亂、辰尅遷化御歳三是正治將軍姫君也、

是れ死胎にして、早産なるも知る可らず。其の他生産より算して、着帶の六箇月に當る例あり。

鑲帶の中へ、仙沼子を縫付る事あり。

高倉天皇治承二年六月二十八日、御着帶後、典藥頭和氣定成朝臣持參仙沼子拉其囊自臺盤所方献之、中將向取之縫付御帶在方亦御藥並禁忌注一通、

高倉天皇承安三年四月十五日、此日有着帶事(中略)施藥院使憲基參上進御藥等仙沼子十五丸以件藥縫裏帶中即帶之、次有稜事其儀如恒、

日次記

二條天皇永萬三年十一月天晴、午尅妊者着帶(中略)

主祠郷記に、

寛喜二年十一月十一日、戊戌天晴、今日中宮依御懷妊有御着帶事件帶自北白川院被調獻之云々、次典藥頭和氣基成朝臣、參進御手水間進仙沼子毛丸、

醫師經長記に、

寛治元年正月二十三日庚子開日也、予相具仙沼子午時參向云々、ちとほそながに御帶の中に入、よき様に裏、天仙沼子と書之、其の上を高檀紙二枚に裏、天上下をおしをりて柳筥に居之不結中、



仙沼子は一名預知子ともいふ。

直海龍の廣大和本草附録に云、

預知子一名ハクサンカヅラ、葉は落葉に似て、稍狭長、根は土染の如し、本邦上古産帶中に入る、産をして安からしむと云、或は佩物とするも佳なり、本朝の舊記に見えたり。此のハクサンカヅラは何物歟詳ならず、

本草啓蒙云、

預知子、古は漢渡ありや、舊記に仙沼子を皇后御着帯の時用ゐらるとあれども形状は詳ならず、

本草馬志の説に、

預知子有皮殼其實如皂英子とあり、此の説を承て、正字通に預知子一名仙沼子と云ひ、合子草ゴキツルの形状を説き、其の終に本草、謂蔓依木子似皂莢非と云へり、此の説に據る時は、馬志の説も信ぜられず、説も詳ならず、古渡の者も無き故、中古藤井播磨より調進の時、合子草の實を仙沼子と云て納めたりと云、

著帯儀式は薩戒記に、

應永三十二年十月二十七日午尅、女房着帯、於東面庇南有此事、先女房南面着座、予跪其前(女房右方)取生帶精好帖帶也、納筥、先是以大炊助重兼遣加持所也、自端方措入女房左袖中女房取之自小袖下付身引廻後自右袖出之、予取之如元納筥、次予又取布帶加同筥指入女房左袖中、女房取之帶給也、云々、次予退次有盃酌此事雖非本儀爲後注付云々、

伊勢貞丈之を解して曰く、

始は精好の帯を結び、次に布帯をしむるなり、非本儀と云は、如此の事どもを日記に記すに及ほすと云意なり、

婦人壽草に云ふ、

小笠家の諸禮の書に、懐妊の帯は生絹きぬ、長さ八尺これを四つにたゝみて、其の夫女房の右の袖よりわたすなり、其女房うけとりて結ぶなり、是はたゞ當座の祝言までの義にて、別の羽二重の絹にて、膚に帶する也、さて始めの生絹の帯は誕生ありて後、練候て肩にカトリ(按ずるに運歩集に龜鳥をカニトリとよむ、五音通するゆゑなり)を付て、色は薄あさぎたるべし、おなじ



く裏にも、此の絹を白くして附けて、生子に着するなり、是は産衣にてはなしと見えたり、

古實拔要集直傳多本に云、

婦人經水留て、五箇月目に吉日良辰を撰み、腹帯を結玉ふを着帯と云、此の鎮帯に附かせ給ふとも云、此の日に褻目、篋の役人、取上げの老女等を定るなり、垂乳母より、着帯二筋送る法なれども、時により子孫繁昌の老母を頼み贈る事もあり、帯する人を玉女の方へ向はせ、其の夫と神に向ひ、帯を取り懐へ入れ、左の袖より女房の右の袖へ渡すを懐にて受取片結びにして、祝ふなり、帯の寸法は、生絹八尺宛にして、二筋なり。一丁を五つに疊み、三針刺して用るなり、糸の本末を止めず、縫捨にすべし、鎮帯色にして、酒肴を添へ右に云人より送る法なり、

同書又云、

汗取小袖の事、鎮帯の仕初めたる生絹を練り、薄はだなに染め、鶴龜松竹を付るなり、又かむ取草をちらしにも染附るなり、右染附るなり、右染屋へも七夜に引出物有るべし、

他添にては、蟹と鶴とを小紋に付るよし云へり。八尺の生絹横幅も本尺にて、一尺八寸立様口傳あり、狭絹ならば考可立、

着帯祝の時は、其の夫帯を取て、結ばしむる事古實なり、

中右記に載する、元永二年中宮御懷妊の條に、主上令結御とあり、

東鑑(卷二)

治承六年三月九日己卯、御臺所御着帯也、千葉介常胤之妻依殊仰以孫子小太郎胤政爲使獻御帶武衛奉令結之給

同書(卷十二)

建久二年壬子四月二日申尅、御臺所御着帯、御加持安樂坊阿闍梨、御驗者顯學房也、武藏守義信妻御帶持參、幕下令奉結之給、

簾中舊記に云、

御産所の事、上さまの大上臈を始め、御女房衆御みやづかへ候、御帶御祝ひには、つねの御所にて、三の御さかづきまゐり候、御所さま御帶ぢきにせられ候



御てかけのたゞもなきは、(たゞもなきは、懐妊を云ふ)御所さまの大上臈、御帯参らせ候歟、

伊勢貞丈之を解して曰、

御妾懐妊の時は、將軍御自身には帯を結び給はず、御名代として、將軍の御方の大上臈、帯を結び参らせらるゝなりと、

明君享保録に、

元文二年當時の大納言家治公、御降誕云々(中略)此の前西の御丸お幸の方、御着帯の節、御腹帯は吉宗公より被進之、其の後當時の萬治郎君は三浦五郎左衛門といふ浪人の女の腹に宿らせ給ふ、此の節も御腹帯を吉宗公より可被進様に御老中方を以て、西の丸より御願被遊候へ共、吉宗公御承知不被遊、いやとよ今度は被進間敷なり、元文中は御嫡孫と申、旁以御満足も猶更なりければこそ、其の儀に及ばれし、今度は御次男の事、又女儀も三浦何某の娘たり、御禮儀過ぎて悪ければ、御構被遊間敷との御事なり、仁義の御分ち、強き明君なり、爰に於ていかゞあらんと御老中方御相談有之、御腹帯は何れより可被進内意被遊けるは、竹千代君の御母堂お幸さまより、此の度西の丸

御部屋様に御腹帯を被遊候様にと其方可申、左様にてお幸の方の御ねたみも無之、さりとは美しき御心底と云べしとの上意にて、左様に相成けるとなり、

拾芥抄に、着帯の吉日を記せり、左の如し。

甲子(春忌) 丙子 戊子 庚子(秋忌) 壬子 戊戌 丙戌 辛酉 己酉 己寅

辛寅 但相當月殺副日伐日不用之更不可向塞方

着帯の始に於て、護持僧をして、祈禱せしむるなり、

東鑑(卷二)養和二年四月二十日の條、

圓淨房依召、自武藏國參上、爲抽御祈丹誠、此間候營中是爲左典既護持僧、武衛御胎内之昔、加持御帶者也、

同書(卷四十)建長二年庚戌十二月五日の條、

今日相州被遣飛脚於京都、是室家懷孕着帶加持事可被用、若宮別當法印隆辨之處、住寺之間、依被招請也、秋田城介遣使者、同十二月十三日の條、今日相州室被着妊帶、鶴岡別當法印隆辨、加持之、法印去九月以後住持之處、依此請懸所



被遣之飛脚、相逢于萱津驛之間競寸陰、今夕走着、  
鎮帶に關する利害説は、草部道人の坐婆必研に論ずる所、其の要  
を得たり。曰く、

鎮帶の胎を妨ぐる事は、後藤良山はじめて、其の説あり、然れども、人情  
の廢てがたき事をいひ置たりしは確言にて、其の子仲介も、其の事を述べたる  
文あり。其の他にも鎮帶の害を論ぜしものありしが、其の後はるかに後れて、  
賀川子玄子にいたりては、自己の發明より、専ら其の説をとらへ、産論中に  
その害あることを論じ、帶を去りて用るしめざりし、其の理は全當せる事な  
れども、世人信疑相半ばして、從はざる者多きは、舊俗のすて難きことを、  
豫め察したる良山の遠慮こゝに至て仰ぐべし。つらく、帶の害を爲すことあ  
るを考ふるに、全く坐婆のいくへにも疊みたる布を繩のやうに交へて、たと  
へば薪を束ぬるやうに、力にまかせて、緊しく胸下臍上を紮たるものにのみ  
ありて、後藤家のいふやうに、軟く全腹に纏たるものにあることなし、(中略)  
賀川家の發明は、その理至極せることはあれども、數百年の昔より着帶をい  
はふこと俗習となりたるをやめよといふとも、其の事必ず行はるべからず、

然のみならず、我邦に昔より之を用ること、始めにいへる如く、腹上胎位の  
正中より腰へかけて纏ひたるものたるべしとは、大略に推知らるれど、それ  
とたしかに傳へたることあるにもあらねど、之を事實に試るに、其の全腹を  
纏ひたるは、之に依て腹力を助るたよりとなることまゝ多し、熟々考ふるに、  
一向に補なく、害のみあるものならばかく幾ばくの星霜を歴て、其の事の廢  
れざることは無き理にて、今の産婆の所爲を見て、只惡習とのみは云ひ難か  
るべし(下略)

後藤椿庵云、

腹帶は、鳥羽皇后に始まるといへり、是は其の時に當て、四海大に亂れ、  
鸞輿屢々塵を蒙る故に、墮胎を恐るゝ爲め、束縛し賜ひしなり、昇平の時之  
を用るも可なり、用ひさるも不可なし云々、

### 第十七章 産婆と産殿

産婆の起源として、史籍の確むべきものなしと雖、神代の、ち、お



も、ゆ、おも、など、生兒の保育にたづさはりしのみならず、必ずや、  
 産の介助をなし、ものなるべし。かの大寶律令に見えたる女醫は、  
 正しく助産の業に従事したるものなるべく、賀川家の以前は、産婆  
 の代名詞として、中條流と云へり。委しくは、後章に陳ぶべし。  
 その名稱の如きも、甚だ多し。試にいはいは、和漢三才圖繪に、洗  
 母を、とりあげうばと訓せり。著者寺島良安は、大阪の人なれば、  
 畿内地方の稱呼を挙げたるならん。洗母、一に又洗婆とも云ひて、  
 産床悪露の汚膩を處理し、もつばら洗濯に従事したりしも、終には  
 助産の事を爲しゝなるべし。中條流産書には、取上婆と記し、龜斯  
 草には、子取婆とあり、婦人壽草には、收婆、收生、看生、とりあ  
 げばと、ことり、伊勢ばと、看病人、年長けたる婢と記載し、婦人  
 産前後腹診手術法には、腰抱、即ちこいだきとあり。  
 腰抱は、後世男子もなしゝものゝ如し。そは寶曆版の裏見聞話といふ書に、

甲府の名物を挙げたる中に、腰抱は車屋權右衛門名高き由記せり。又古き茶  
 利舞小唄にも、備前摺鉢と云ふに、大黒柱が産すれば、蛭子柱が腰を押す、  
 又腰を出來たその子が床ばしら、カヤク、カヤとあり。腰抱、腰押とも、同  
 名異字なるのみ。義經勳功記にも、北の方かめかり山にて産の時、辨慶御腰  
 を擁しき由見えたり。

和訓栞には、とりあげはぶは、收生嫗をいふ。尊母とも、穩婆と  
 も見えたり云々と記したり。この穩婆の詞、我邦にひろく用ひられ  
 たり。元來穩婆は、支那より傳來せし名詞なるべし。此の他、産翼  
 論には、穩嫗とあり。産道口訣、及び手術解には、俗婆と見ゆ。産  
 家やしなひ草には、穩婆の外に、看視、婆嬪など見え、産航には、  
 婆とのみ稱し、産科新論には、褥婆とあり。産科指南は、子母、保  
 産道しるべには、かしこぶれたる人、坐婆必研には、收生婆、收生  
 嫗、女科廣要には、老嬢等あり。古き物語などには、單に老婦、即



ちおうなどのみ記せるもの多し。  
 賀川惇徳の助産論に、助産てふ名、始めて見えたり。予は、明治二十五年の頃より、産婆の名稱の否なるを主張し、助産婦と稱することの適當なることを唱道せしかば、現今に至りこの名稱に改むるもの多く、既に、臺灣總督府、及び朝鮮に於いて勅令には助産婦と改名せり。之を要するに、中古年代は、おうなどのみ稱し、後世穩婆の名弘く呼ばれて、終に取上婆、最も國語の主位を占めたりしならむ。收生といひ、看生、又は子母といふも、咸な漢字の好尚に成れるもの、學者間の用語に過ぎずといふべし。然れども、和漢三才圖繪が分類したる如く、人倫の部に於て、元とり、ひにん、かたる、などと等しく、とりあげばを列擧したるは、職業上の地位を輕視したる偏見といふよりも、其の當時の社會的地位の低かりしに因るべきか。

さて、産屋、即ち貴族にては、産殿の事を記さむに、既に臨月に近づけば、産殿を建て、産婦を移らしめ、僧侶を招じて、不斷の讀經をなさしむ。産殿のさま、御帳、御几帳、御屏風など、いづれも純白のものをを用ひ、御壘も白縁にて、押桶など、御産に要する調度類は遺憾なく備附けらるゝなり。榮花物語に、十日ほのくとするに、白き御帳に移らせ給ひ、その御しつらひ變る。殿より始め奉り、公達、四位、五位、立騒ぎて、御几帳の帷子をかけ代へ、御壘など持てさわぎ參る程、最さわがし、日一日、苦しげにて暮せ給ふ。御物怪ども、さまざま、かりうつし、あづかりし、加持しのしる。又同じ屋なれど、所かへさせ給ふやうありなど申し出て、北の廂に移らせ給ふなど見ゆ。  
 この産殿にも、一時的のものと、永久的のものとあり。永久的のものは、所生の住居となり、子女は、此所には成育せらるゝの習なり



藤原時代に於ける産殿は概ね永久的建築にて、先づ陰陽師をして、方位を占はしめ、以て工を起すの例なり。下民に至りては、僅かに、屋つゞきに一室を造る。それにも、先づ方位を定め、魔除けの祈禱をなし、神符を貼し、土砂加持を行ふ等、最も意を用ひ、身分相應に之を營みたること、實に、娩産を重んじたるに職由すといへり。醫心方にも、産盧を作るには、禁厭以て生み易からしむるの方を擧げたり。また以つて、當時の風を知るに足るべし。

第十八章 女科醫

紀元千三百八十二年、始めて女醫博士を置かれ、爾來三百二十年間、國史に之を見ざりしに、紀元千七百年代、即ち後冷泉天皇の康平年間、和氣相秀、始めて、女醫博士の職に任せらる。之より以後、和

氣、丹波、惟宗の三家、交々此の職に就けり。

今、中古年代に於ける、斯職を列記すべし。

和氣相秀は、相成の子にして、權醫博士となり、後女醫博士となる。康平より治歴に至る。

丹波實康は、雅康の子なり。康治二年五月召されて、大威儀師寛

救の疽を診察し、その言の的中せしを賞せられ、馬を賜ふ。又、久

安三年五月、關白藤原忠實の腰部に灸したり。天承より久安の間、

金瘡醫にして、女官別當、兼女醫博士たり。

惟宗秀俊は、俊通の子なり。仁平四年正月、同僚の叙爵せられし

後、數十年に及び、齡亦七十を超えたりとて、先例に准ひ、女醫博

士たらんことを奏請したり。仁平久壽の間の人なり。

丹波頼康は、重康の子にして、女官別當たり。永久大治の間の人

なり。



和氣相重は、相正の嫡子なり。久壽元年、女醫博士に任せられた

り。

和氣相榮は、相正の次子にして、兄相重と共に、女醫博士に任せらる。

丹波基康は、重頼の子にして、女官別當たり。久壽二年四月、皇后の腫物を治し、同七月、法皇の腫物を治するため、灸を施せり。長承保元の間の人なり。

丹波經基は、基康の子にして、女醫博士たり。壽永二年閏十月、姫君、并に中將等の齒を抜きし事、玉海に見えたり。仁平正治中の女科醫として、殊に令聞ありき。

和氣定康は、定成の五男にして、女醫博士たり。建久より元久に到る。和氣定親は、定成の六男にして、圖書頭兼女醫博士たり。玉海に

は、針博士とあり、建久仁治の人なり。

支那は、元の世に、婦人科を立てしが、帶下醫、乳醫、痔醫などの目は、その以前にも在りき。周代には、婦人科を疾醫の中に置き、唐朝には、體療科、即ち内科に含有せしめき。故に、唐制を模倣せる大寶令には、婦人科の門を立てず、唯醫疾令に、女醫の目ありしのみ。然も、女醫は醫師に非ずして、安胎、難産と、創腫傷折の如き、按摩と、針灸とを教習し、暇あれば、供御の白粉を製するより見れば、産婆にして、看護婦を兼ねし如きものなり。又、女醫博士といふも、女醫を教習する専任者にして、産科醫、女科醫に非るべし。

されど、支那に於て、體療科中、婦人科を分ちしは、病源候論に始まりて、更に一段の精細を加へしものは、千金方なり。隋唐の醫學に摸依せし、我邦の醫學に於いて、殊に、平安朝以後、醫師が婦



人の疾病に注意せしは明白にして、丹波康頼の醫心方に曰く、夫れ婦人に別方ある所以の者、その血氣不調、胎妊産生、崩傷の異を以ての故なり。されば、婦人の病、之を男子に比すれば、療し難きこと十倍なり。若し、四時の節氣、病の虚實を爲し、冷熱、患と爲る者、丈夫と同じ。唯懐胎妊、病を挟むもの、その毒薬を避くる耳とあり。血氣不調と、妊胎産生によりて、起る折の疾を以て、婦人特有のものとなせり。而して、甲に屬するものは、婦人面部の黒疸、黒子、妬乳、乳癰、乳創等にして、乙に屬するものは、産前後の疾病、娩産の異常、生殖器の病、月水の異和等は、その大部分を産科に屬すべきものとしたるは、幼稚の感なき能はず。

又助産術の事は、人類の生殖機能に附隨し、太古に於ても、應急の術ありしならん。神功皇后が、石を腰に挿みて、娩産の遅延を祈られし如き、禁厭とはいへども、亦一方術たるべきか。

醫心方は、三十卷に成りて、天元五年の撰なり。産經、千金方、子母秘録等、隋唐の方書より、安胎産難の法を論述し、醫疾令の教課書なる諸書によりて、説を立てたれば、當時の醫家が、方書の府庫と崇視し、産科婦人科上の知識の程度を、トするの標準たりと稱すべきなり。

その妊娠を論ずるや、懐身一月を始形といひ、二月を始膏といひ、兒精成る。三月を名づけて始胎といふ。此の時にあたり、未だ定儀あらず、物を見て化す、故に、僂者、侏儒、醜惡のものを見る時は、外像内に及び、兒醜惡となるべし。四月始めて、水精を受け、血脈を盛る。五月始めて、火精を受け、血氣を盛る。六月始めて、金精を受け、筋骨を成す。七月始めて、木精を受け、骨髓を成す。八月始めて、土精を受け、膚革を成す。九月始めて、石精を受け、皮毛を成し、六府百節、畢く終らざるなし、十月巳に子を成すといひ、



胎妊の修身、禁食の法則をも設けたりき。  
 又、娩産を論じて、まづ産婦の用意を説き、産時には、死喪穢家の人の來るを避けしむ。延喜式に、凡そ穢惡の、事に觸れて、忌むべきもの、人死三十日を限り、産七日云々、凡そ、改葬、及び四月已上傷胎、并に三十日を忌む。その三月以下傷胎、七日を忌む云々。これ既に、産婦そのものを穢惡のものと認むるなり。小品方に、凡そ婦人産するや、開穢血露未だ淨からず、戸牖を出づべからず、井竈の所に至り、神祇、及び祠祀に朝せず云々とあるを引けり。その産難の法を説くや、陀羅尼經の呪文を唱へ、或は上天蒼々、下知爵々の文を誦し、門戸、窓牖、釜竈を開放し、横産手足を出すものは、兒の足底に鹽を塗りて、急に掻くか、父の名を書するか、又は符文を朱書して、之を母に吞ましめ、又は梁上の塵、三指撮を取りて、之を服せしむることをも掲げたり。

第四篇 近古

(後鳥羽帝より後陽成帝迄)

第十九章 産科及婦人科醫

吾邦近古時代の始、即ち鎌倉幕府の頃は、禪宗興隆の世にして、多數の學僧、支那に留學し、宋の醫方を齎して歸朝したり。されば、此の時代は、専ら宋醫方の行はれたるものと謂ふべし。  
 されど、助産術の如きは、未だ幼稚にして、醫家にして、禁厭、祈禱等を行ひたるもの多かりき。  
 此の時代に於て、先づ推すべきは丹波良基なるべし。良基は、經基の男にして、權女醫博士となり、承久元年、將軍賴經の東下に陪從して、鎌倉幕府に用ひられ、將軍の天然痘、又は腫物を治療し、寛喜元年春、北條泰時の妻の難産を療したること、東鑑に見えたり。又治承中、權女醫博士に丹波定明あり、典藥頭和氣定成は、女醫な



らざれども、治承二年六月、中宮徳子の御着帯後、薬餌を進献し、安徳天皇御誕生の際は、御産室に奉侍せしこと山槐記に見ゆ。和氣有成は、正基の子にして、天福元年四月十七日、女醫博士となりし事、百鍊抄に見えたり。

丹波頼幸は、良基の子にして、女醫博士なり。延應元年十一月二十一日、將軍頼經の室の分娩に當り侍療し、祿を賜ひし事あり。頼幸の嫡子頼兼、亦權女醫博士として、世に聞えたり。

丹波基定は、基兼の男にして、權女醫博士たり。和氣經成は、伊成の子にして、親成の孫なり。女醫博士となる。建暦元年七月、順徳天皇の女御藤原立子着帯の時、先例に依り薬餌を調進せしこと玉葉に見ゆ。

丹波利康は、基定の子にして、寛文年間女醫博士たり。丹波長宣は、良基の二男にして、頼幸の弟なり。文應中女醫博士となる。

丹波長典は、時典の子にして、女醫博士たり。正應中、重く任用せられしこと勸仲記に出づ。

丹波長康は、弘長元年女醫博士たりしこと仁部記に見ゆ。丹波良康は、忠茂の二男にして、文永弘安の間、女醫博士たり。和氣仲景は、種成の三男にして、權女醫博士たり。眞本千金方奥書に、建治三年十一月二十三日、以家秘本書寫之畢云々、從五位上行權女醫博士和氣博士仲景判とあり。

和氣弘景は、仲景の長子にして、權女醫博士たり。眞本千金方の奥書に、正安三年正月五日、讀畢、從五位隼人正、兼權女醫博士和氣朝臣弘景と署せり。

和氣定清は、時通の子にして、永仁年間女醫博士たり。和氣爲成は、知成の子にして、弘安中女醫博士となる。以上列記したる外、梶原性全は、頓醫方、萬安方の二書を撰著し、



支那醫書の抄録と、自己の實驗をも公示したりき。即ち、日本の古俗として、産後七日七夜は、臥眠することを禁せるに、性全は、自著萬安方に、之を駁して、産後は必ず静臥すべきことを警告せり。又、女科醫ならずして、丹波雅康の如き人あり。雅康は、忠康の子にして、針博士正四位下典藥頭たり。堀河、鳥羽、崇徳の三朝に歴事し、鳥羽天皇の中宮御分媛に際し、奉侍して藥餌を進献し、効ありしこと永昌記に見ゆ。又、竹田昌慶は、太政大臣藤原公經の子なり、其の身名門に生れ、醫を好みて、應安二年明國に航し、止まり學ぶこと十年、偶々太祖の後、産に苦しみ殆んど死に瀕せしを、昌慶召に應じて之を所理し、娩産を終る。太祖大に喜び、賞して安國公に封す。後多くの醫書を携へて歸朝したり。僧侶の明に遊ぶもの、宋醫方の説の一新せる明醫方を博來したり。丹

波和氣の兩家、朝廷にありと雖、和氣常成が貞治康應の間、名を爲したるに過ぎざりき。常成は嗣成の子にして、常に數萬の醫書を藏せしも、應安の兵火に罹災し、之を失へり。之を女醫博士として、終尾の人なりしか。後小松天皇より光格天皇の天明中、賀川満定の女醫博士に任せらるゝまで、凡そ三百七八十年の間、全く女醫博士の闕官たりしものゝ如し。そは、吉田宗桂、坂土佛、坂淨秀等出で、明應七年、田代三喜の明より歸朝し、李東垣、朱丹溪の醫説を唱へ、京都の人曲直瀬道三、之を唱述し、天文十四年、京師に於て、盛んに李朱の醫方を唱へしかば、金元の醫學は、漸次に宋醫方を壓するに到れり。道三位正二位に進み、本邦醫學中興の祖と稱せらる。此の頃産婦人科は、稍進歩の運に向ひ、正平十三年、安藝守定の足利將軍の尙藥に擧げらるゝや、婦人科専門醫として獨立し、終に宮中の治産にも當ることゝなれり。於之、丹波和氣の二氏、終に衰ふ



るに至れり。いでや、安藝氏を叙すべし。

安藝氏の祖、守定は、實に本邦婦人科醫として、鼻祖とも稱すべ  
 き人なり。丹波、和氣兩家の如く、門閥にあらず、眞個技能を以て  
 民間に起り、巍然として一家を成す。延文三年、將軍足利義詮の室  
 紀良子の妊娠に當り、之を加養し、其の分娩に臨み、安産せしむ。  
 之即ち、三代將軍として著名なる義満なり。されば、その功に依り、  
 尙樂に任せられ、邑封を受く、嘉慶中、從四位上に叙し、大膳亮に  
 任せらる。次いで、宮庭に入るに到れり。之より聲名天下に聞え、  
 子孫その業を繼ぎ、斯道の名門とはなりぬ。黒川道祐の雍州府志に  
 曰く。

二條照實の養父晴良の弟は、室町御池の西より、烏丸の東に至る  
 方二町の邸地にして、池水その内に在り。家司安藝大膳亮といふも  
 のあり。産前後の療養に名を得たり。その宅、池水の側に在り。一



安藝守定肖像



日少女來りて治を求む、大膳亮、委さに病を問ひ、脈を診し、鍼を刺し、藥を授く、病忽ち痊愈。少女歡喜して曰く、陳謝するに辭なし、唯、我に産婦の靈藥あり、凡そ産前後虚實を論せず、之を用ふる時は、則ち癒えずといふ事なし、須らく之を教へて、今日の恩に酬いんと、一卷の書を遺して去れり。中に、神仙散、安榮湯の黒藥方書在り。大膳亮、之を奇とし、人をして之く所を窺はしむるに、池水の邊に於てその影を失ふ。歸りて之を告ぐ。大膳亮、彌々怪しみ、前の坐席を視れば、三片の龍鱗、現然として存せり。依て以爲く、彼の少女は、池中の神龍にして、殘鱗は正に其の徵證なりと、仍て、鱗を以て家珍とし、靈方に依りて、産婦を治するに、益々効驗あり。世人呼んで、大蛇亮と稱す、家に綸旨、及び教書等あり、云々、皇國名醫傳、亦之を記すれど、地を奈良春日の祠とし、池を猿澤となせり。成功者を録するに、神秘的傳説を以てするは、昔時



の筆法なれば、尤むるに足らずといふべし。

守定の子貞守、刑部少輔たり。貞守の子守家、父の職を襲ひ、大膳亮より、刑部少輔を経て、永享六年十二月、將軍足利義教の室重子の産に侍す、生子は即ち義勝將軍なり。功に依て、河州弓削莊を賜ふ。御産所日記は、實に安藝氏の家秘なり、就いて見るに、永享六年より永祿三年に至る百二十六年間、前後十二回、足利將軍家の産事に侍し、賞賚亦尠なからず。長祿三年二月には、越前に於いて領地を賜ひ、且つ金員を受け、寛正六年七月、同七年十二月の二回には、太刀、并に名馬を賜はれり。守家の子守宜、官左京亮、刑部少輔となる。享徳三年より寛正七年に至るまで前後四回、將軍家の産に侍せり。子の守貞、左京亮となり、家職を襲ふ、その子貞徳、左京亮となり、大永の末、刑部少輔に進む。貞徳の子貞家、左京亮、大膳亮となり、後薙髮して宗榮と號す。天文五年三月二十六日、將

軍足利義晴の室分嬖するや、産に侍し、子義輝を安産せしむ。

貞家の子貞像、家職を繼ぎ、天文十二年大膳亮に任せらる。その子貞種、永祿三年十一月業を繼ぎしも、恰も足利の季世にして、家聲亦揚らず、子貞俊、天正中大膳亮に任じ、豊臣秀吉に擧げられ、夫人の治療を爲す。貞俊の子貞秀、慶長の頃に及び、病を以て、父祖の職を行はず。子の貞辰、寛永九年法橋に任せられ、慶安五年法眼に進み、朝廷の御産に奉侍し、又徳川將軍家の婦人科醫たりき。子孫その職を承繼せり。

安土、桃山時代となりて、戦後の荒廢、漸く面目を改め、京師再び繁華の中心となり。従つて、學術技能の士、此所に集まる。曲直瀬道三の如きは、則ちその一人にして、嶄然として崛起したり。之と同時に、江戸に永田徳本あり。別に一家を成して、汗、吐、下、和の治法を唱導せり。道三出でてより、室町以來の典藥、頓に勢力



を失ひしも、獨半井氏は明英、瑞策、瑞桂等の名醫相嗣ぎしかば、曲直瀬氏と名を齊うして、醫權を握り、殊に産科に名を得、世に半井氏婦人方と推稱せられたり。

而して、尙此所に記すべきは、宗瑞、長因、秀次などの婦人科醫なり。宗瑞は、氏を阿佐井と稱す、和泉の人なり。大永の初、明本の醫書大全を刊行し、斯道に貢献する所少なからず。然も婦人科の治法に精しく、一世に重んぜられたり。

長因は、吉田宗桂の孫にして、大膳亮たり。宮内卿法印に叙せられ、婦人科を専門とす。慶長年間に於いて名を知らる。秀次は、播磨の人、鷹取甚右衛門と稱す。金創、瘡瘍の外、婦人病の療法に長ず。三宅意安の延壽和方彙函に、鷹取白朝散といへる處方あり。産後血暈を治すといへり。天正九年、外療新明集、外科細重等を著はし、世に鷹取流外科術として知られたり。

又、南條宗鑑あり。天文十五年、撰聚婦人法を著はし、婦人科醫書の、本邦に於ける先鞭を附けたり。此の書は三卷より成り、第一卷には、婦人諸病を掲げ、その第二卷には、産科、その第三卷には、産後諸症を論せり。婦人良方の大帙にして、卒然勸じ難きを憂ひ、夫と共に、丹溪方、大成論、聖惠方、千金方、奇効良方、濟衆方、本草揚氏方、和劑局方、直指方、易簡方、經驗方等の諸書を拔萃したるものなり。宗鑑は、伯耆の人にして、小壯の比、京師に來り、又丹波に行き、名醫如意庵に學び、後越前の一栢に従ふ。撮要集若干卷を著はし、世に知られたり。

### 第二十章 出産の儀式

出産の儀式は、當初鎮帯介石より、あらゆる禁厭に基づき、生子の祝福を希ふを以て目的とし、終に種々の形式を造らるゝに到る。



今室町時代より、安土桃山を経て、徳川時代に亘り記述すべし。  
 然るに、腹帯、即ち着帯の儀式の如きは、已に平安朝より、源平  
 二氏の時代に於いて、婦人懐胎して五ヶ月に及ぶや、吉日を撰びて  
 妊婦に腹帯を纏はしめ、然もこの頃は、衣服の上より之を纏はしめ  
 たること、源氏物語に見え、中古記、顯頼卿記、師時卿記、有光記、  
 定長卿記などの記せる宮中に於ける、中宮御懷妊の時などは、仁和  
 寺なる僧正の許へ腹帯を遣はされ、鄭重なる加持の後、典薬頭が仙  
 沼子を御帯の間にに入れて之を奉るや、主上御親ら、中宮の方に渡し  
 たまひ、中宮は之を受けて纏ひたまふの例となりぬ。

元永二年正月五日、天晴、今日中宮依御懷妊事令著御帯給、民部卿藤原朝  
 臣、兼奉仰被備之、權大進清隆、相具御衣篋、向彼家、入御帯於御衣篋、持  
 參御方、御覽之後爲加持、即以清隆、遣僧正寛助辰(仁和寺)御衣篋令持仕下、  
 應官友兼相副之、先之主税頭光平朝臣、依召參宮候侍所、次亮朝臣參宮御方

殿上、然間權大進清隆歸參、(御帶上僧正結付小松三本被入御衣篋云々)

清隆持御衣篋候殿上、權亮實朝朝臣、取件篋持參御所、次午刻、光平朝臣  
 申云、向西方可令著御者、以權亮實能朝臣令啓、次於晝御座令著給云々、光  
 平朝臣先例無日時勸文之旨所申也、清隆云々、僧正豫敷高麗疊一枚、其上施  
 東京錦菌爲庇、勸盃酌、先是僧正相逢取御衣篋、入持佛堂云々、

右は顯頼卿記に記す所にして、師時卿記にも、

事畢又入、取御帶授御使、(乍篋御加持僧正以細帖紙結裏紙上其上指子日松  
 被奉云々、依今日日子日也) 歸參、(前例召僧正中令加持又如此遣之皆兩説也)  
 如初於客座於權亮進之、權亮取之持參御帳前、豫主上中宮御坐此所主上取帶  
 奉授中宮御方、(開紙取出奉授御)中宮取之著給(向辰巳方御云々)實能被篋蓋返置  
 本所、此間二位已下女房不候御前、

又定長卿記の、治承二年六月、吉時向申方、若之、施藥院使丹波頼  
 基進仙沼子一裏、籠帶中、權曆博士賀茂宣定、始不動供以權少僧都  
 良弘、被始北斗供、母儀二品、内々被始毎日御移云々、



尙、定嗣卿記の寛喜二年、次以吉時向吉方、著御御帶、主上令奉給給云々、次典藥頭和氣基成朝臣、參進御手水間、進仙沼子二七丸、(裏檀紙謂二七者十四也然而依憚四字)云々、



婦人草にす妊婦が陰陽師を招き  
又位女は占むるむしは

月一日、中宮御着帶有りける。孔雀經の法を以て御加持あり。慶法親王も、同じく參らせたまひて、

とある如く、着帶の式は、最も重んぜられたること明白にして、その加持を施すは、佛教の影響にして、物の怪を避くるに基つき、仙沼子を入るゝは、醫學の影響にして、胎兒安産を祈るに外ならざるべきか。平家物語に、治承二年六月一日、中宮御着帶有りける。仁和寺御室守覺法親王御參内有りて、天台座主首有快法親王、寺の長吏圓變性男子の法を修せらるとあり。

り。孔雀經は、佛母大孔雀明王經にて、寛朝廣澤の遍昭寺を建立して、盛んに密法を修行したりしかば、門前市をなし、終に廣澤流の一派をなし、仁和寺の寛助僧正以來、此の經法を晴雨等に修したりしなり。この經法は孔雀によりて、息災祈雨を修する外、仁王經、守護經と共に、護國經として、安産の修法にも唱へられたり。又、變性男子の法は、胎内の子を祈りて、女子を男子となすに非ず、よしや愚鈍の女人なりとも、佛心を悟り得れば、忽ち男子の智にも勝りて、男子と變ずるとの意なりとか。

鎌倉時代に於ける上流の風は、着すべき帶は、大概婦人の親里より進らせ、之を高僧に加持せしめたる上、夫自ら之を結ぶの例となりて、足利時代に移れり。百鍊抄、寛元元年正月二十三日の條に、中宮結子、御着帶(令當五ヶ月給)關白被進御帶云々とあり。又、寛治元年の條にも、中宮御着帶、御帶自前相國今出川(實氏)許、被進之、



(中略) 上皇令結御帶給、とあり。

東鑑にも、建久三年四月、御臺所御着帶、御加持云々、幕下令奉結之、など見ゆ。御帶に、仙沼子を入るゝ事、尙遺風として存せし由、山槐記に記せり。

中宮は、臨月以前に、御里に移らせたまふの例となれるは、百鍊抄に、四月八日、入夜、中宮始退出今出川殿、令相當八ヶ月給也、とあるに知らる。

産氣づきて、産室に移りたまふことは、増鏡、内野の雪の巻に、寛元元年六月、中宮今出川のおとどにて、その御氣色あれば、殿のうち騒ぐ、白き御よそほひに改めて、母屋に移らせ給ふ程、いとおもしろし云々とあり。又、東鑑、延應元年の條に、二棟御方、(號大宮殿)有御産氣、自大倉、移于施藥院使良基朝臣、藥師堂之宅給、可爲御産所、とあり。

出産に臨み、加持祈禱の行はれしは常例にして、神社佛閣に、神書、即ち祈願書を献じたりしも、亦恒例なりき。平相國が、皇子安産の爲、經文を書寫して、寺院に納め、祈願書を神社に献せしもの、今も古文書として存在せるにても知らる。或は、散米を行ひ、弓弦を鳴らすの風も相傳りたり。



醫女てしに所るす載に(草壽人婦) 圖るす診拜を人婦貴が士博

又、神書を神社へ上るの外、妊婦の身に着けたる衣服をも献せられし事なり。増鏡に、中宮結子の御衣などを、春日の社に奉らる云々とあるによりて推知せらる。室町時代となりては、貞丈雜記によれば、懷妊の婦人着帶の祝の儀は、貴婦人の夫、帯を自身取つて結ぶこと古例なり。簾中舊記に



いふ、御座所の事、上さま(御臺所)の大上臈をはじめ、御女房衆御宮仕候、御帶御祝には、常の御所にて、三の御盃まわり候、御所さま、(將軍)御帶ちきに參らせられ候云々とあり。又御てかけの、たぶもなきものは、御所さまの大上臈の帶、參らせられ云々とあり。た、もなきは、懷妊をいふにて、御妾に對しては、將軍の名代たる女中の帶を結びしなり。

其の帶は、高位の家にては白綾、平人は布を用ひたり。將軍家にては、佳例として、白絹と白布との二種を用ひ、甲は祝日用にして、乙は平日用とし、その長さ八尺、廣さ一幅、兩方に端縫を施し、そのはしを中へ折り、又その如く兩方より中へ折り、堅さまに折りて、後横に三折になして置くなり。之を進むるの法は、將軍の室は公方より、御妾は大上臈よりす、又、之を結ぶものは、譜代の重臣夫婦を以て之に充つ。室町將軍家にては、伊勢守之を務めしが、豫備と

して更に重臣又は、他の譜代重臣中、夫妻揃ひて子福者なる者を以てしたりき。

式畢りて、手懸、式三献、七五三等の祝あり。着帯より産屋の祝言に至るまで、料理には、子とぐめの鱧と稱して、尾に近き魚鱧を用ふることを忌めり。當時の産屋は、廣さ十二疊敷の室を新築し、



後産の貴婦人に女侍が湯薬を進す  
所(婦人壽草)に見

一年十二月の數に因み、若閏月あらば、十三疊となし、北を上座とし、南面にし、四方の白壁には、胡粉の上に、雲母にて松竹梅などを描き、別に墓目、的疊などの室を設く、妊婦産氣づくや、肩疊を作りて、之に縋らしめたりき。

次に記すべは、斷臈なり。紫式部日記に、中宮藤原彰子、御分婉



の記事あり。曰く、御臍緒は殿の上、(道長の北の方一條左大臣雅信の女倫子)御乳附は橘の三位御めのと、(徳子)もとよりさぶらひ睦まじう心よい方とて、大左衛門のおもと仕う奉る、備中守宗時朝臣の娘藏人の辨のめのと、云々とあり。

斷臍は、之を稱して截るといはずして、づくといはせたり。その方式は、山槐記に、治承二年十一月十二日、安徳天皇 御誕生の條に。

奉切御臍緒、先産成了、即差小屬阿倍資忠、遣切生氣方東阿竹、即持參口徑一寸許、長五六寸許、亮重衡朝臣取之參御前、作竹刀一口一割竹刀不毎云々、亮無憚子息也、或用銅刀今度竹刀也、進之洞院局以練絲奉結御臍長六寸云々、置帖紙於手上、其上置御臍緒云々、

伊勢家の書には、竹刀にて臍帯を切る真似をなし、さて、別人が普通の小刀にて切るとなせり。日本禮法には、臍緒をつくに古法あり。

り。まづ豫め準備する所の十二の押桶と、十二の小刀とを取りよせ、臍緒をば、十二の小刀をあてたる後につくなり。此の時は、土蓋を三枚重ね、其の上にも、その後十二の押桶に分ち、少しづつ入れ、米、錢、苧、葉、引鮑等を取りそへ、方角をえらみて納むるなり。臍緒をつくに、鐵の小刀を用ふべからず、竹の小刀を用ふべし、或は竹に包み、齒にて噛み切るもよし、その長さは、生兒の足のうらのたけにくらべてつくべし、而して、そのつかんと思ふ寸法の所を、紙縷にてきびしく結びて、後につき、その口へ、昔は灸をすゑたり。その後、杉原紙をよく揉み、小口を包みて、産湯をひくべしとあり。又、お乳附とて、生兒に初めて乳を哺ましむるは、御産部類不知記に、爰召陰陽師令勘申、哺乳並雜事等、日時即時從三位橘朝臣徳子、奉仕御哺乳、とあり。次に、御湯殿の事なり。紫式部日記に、御湯殿は酉の時とか、火ともして宮の下部、緑の衣の上に、白き當



色着て御湯まゐる。その桶据ゑたる臺などは、皆白きおほひしたり。尾張守近光、宮の侍の長なる仲信來りて、御簾のもとにまゐる。御厨子二つ、清子の命婦播磨取りつぎてうめつゝ、女房二人、大木工右馬、汲渡して、御年十六にあまればわる、(中略)御湯殿は、宰相の君、御迎湯大納言の君、湯巻姿どもの例ならず様ことにおかしげなり。宮は、殿の抱きまつりて、御佩刀少將の君、虎の頭宮の内侍とりて、御先にまゐる、(中略)殿の公達二所、源少將など打まきを投げ語り、われたがうちならさんと争ひさわぐ、へんちじの僧都、護身に候ひたまふ、(中略)文よむ博士藏人廣業、高欄のもとに立ちて、史記の一卷を讀む。弦打二十人、五位十人、六位十人、二並に、立ちわたれり、云々。

この初生兒に、産湯さすること、御湯始の式にて、生れし日か、又は翌日かに始めて、七日の間、朝夕二回之を行ひしなり。右の日

記によれば、午の刻に皇子御誕生あり、同日酉の刻に點燈して、御湯始の式ありしなり。中右記には、元永二年五月二十八日、未刻頃御安産あり、翌二十九日未刻に、御湯始を行はれし由記せり。

先史生一人、進御桶下敷料絹布、(各長一丈四幅)次昇御桶一口、(在臺用白生絹長八尺三幅單也)次進盆臺二脚、(在靶用白生絹長一丈各二幅皆單也脚、別居盆八口)次進床子二脚、(各付白縁小疊一脚、御湯奉仕入料一脚、御對湯人料次進置物机一脚、次進打板二脚次進槽一口、臺、覆共無是洗御胞衣料也)次匏柄并例約一口入桶一口進之、次中取一脚昇立階隱、前庭居御湯桶隨召供之云々、

かくて、又更に記して曰く、

先敷下敷布絹、其土居御槽、御槽東西立床子、御槽北立置物机、御槽南立盆臺、打板二枚、置御湯、奉仕入之床子後、犀角、金銀、瑠璃、車渠、瑠璃、珊瑚、琥珀、眞珠、錢等、入白生絹小袋入御湯、此間屬代貞仲並使丁三人、汲吉方水持參、(東方三條末白川也)一荷遣釜殿一荷供御湯殿、次供御湯、次僧正寛助進參奉護身御加持御湯、次讀書博士三人各取副讀書於笈、(中略)其



後鳴弦五位十人、六位十人、各取弓列立次下御於御湯、(一人持御劍一人取打  
蕪一人持虎首、各前行御劍並虎首安置物机上)次御浴、敦光朝臣離本列進出三  
尺許、指笏披文讀之兩三度讀之、御湯畢各脛列前退出云々、

打蕪、即ち散米、及び弓弦を鳴すは、惡魔拂の爲にて、又産屋に  
備へ置く産棚の上に、上段に五個、中段に十二個、閏月あらば十三  
個の押桶を供へ、悉く湯を入れ、毎朝取換ふること百日間にして、  
毎日少許づゝを別桶に取りて、産湯に混す。一説には、産棚は一七  
夜の後、之を撤するともいふ。

産棚は神棚を見なしたれば、その湯は無論神湯となせるなり。又  
一七夜の中、噴嚏する度に、之を結びとて、結の絲を備ふ。噴嚏は、  
生兒の靈魂、身體より游離すると信するより、結びとぞ。山槐記に、  
治承二年十一月十二日、未二點、皇太子降誕、御鼻員、以練絲結之  
如恒とあり。産所方式には、結の糸と、鼻ひねの緒との二種ありと

し、甲は白き練絲を六七筋、左よりとし、長一尺三寸程にして、一  
七夜の間、兒のはなひる數を結び、その後は乙の緒を以て、之を代  
ふ。その長さ二尺八寸程にて、太さ七八歳の小兒の小指位にて、白  
の練にて縫ひ、中に綿を入れて、兩端を細く、中央をふくらかし、  
一七夜の中、鼻ひる數を結びとあり。而して二者ともに、臍の緒を  
同じく納め置くとぞ。

徒然草に、クサメの事を記せり。北村季吟の文段抄によれば、乳  
母方の習はしにて、その兒の嘔る時、坐邊の人、鼻を合すとて、又  
クサメと言ふ。若し然せざる時は、兒に害ありとす。そは、今守刀  
などに、鼻の絲とて青絲をつけて、その代用に充つること之なりと  
あり。伊勢守貞陸の産所記には、御鼻の結びの絲、長一尺三寸許、  
數を採るものなりとあり。又、嬉遊笑覽に、今小兒の衣背に守り縫  
とて、つくるは之にやとあり。